



日医発第 933 号（健Ⅰ）
令和 8 年 8 月 13 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
松岡 かおり
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
(個人ばく露測定等関係)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 7 年 5 月に労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が公布され、今般、改正法の一部が令和 8 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が令和 8 年 6 月 17 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（整備省令）及び作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者が令和 8 年 7 月 29 日に公布又は告示され、いずれも令和 8 年 10 月 1 日（整備省令の規定の一部については、令和 8 年 8 月 1 日又は令和 8 年 9 月 1 日）に施行又は適用されます。

本施行には、これまで測定精度の担保に課題があった「個人ばく露測定」を正式に「作業環境測定」の一部として位置づけ、また「個人ばく露測定」を行う作業場を作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならない指定作業場とすること等が盛り込まれています。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基 発 0730 第 2 号
令和 8 年 7 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等の施行等について
(個人ばく露測定等関係)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0514 第 1 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について」をもって通達したところであるが、今般、改正法の一部が令和 8 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 8 年政令第 196 号。以下「整備政令」という。）が令和 8 年 6 月 17 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「整備省令」という。）及び作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和 8 年厚生労働省告示第 279 号。以下「OH 告示」という。）が令和 8 年 7 月 29 日に公布又は告示され、いずれも令和 8 年 10 月 1 日（整備省令の規定の一部については、令和 8 年 8 月 1 日又は令和 8 年 9 月 1 日）に施行又は適用されるところであるが、その趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、令和 6 年 4 月 4 日付け基発第 0404 第 2 号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」（以下「令和 6 年通達」という。）を廃止する。

記

第 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 65 条及び第 65 条の 2 においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者に義務付けている。また、作業環

境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）第2条において、安衛法第65条第1項の作業場のうち政令で定めるものを「指定作業場」と定義し、作環法第3条の規定により「指定作業場」について作業環境測定を行うときは、作業環境測定士に実施させること等が義務付けられている。

一方、個人ばく露測定は、従来は作業環境測定ではなく、安衛法第22条又は第57条の3第1項の規定に基づく措置として規定され、このうち、安衛法第22条に基づく措置である、改善困難な第三管理区分作業場又は金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場における個人ばく露測定等については、その測定方法が、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和4年厚生労働省告示341号。以下「第三管理区分告示」という。）又は金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号。以下「金属アーク告示」という。）で定められ、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号。以下「令和6年改正省令」という。）によりその実施者の要件が定められることで、測定精度の担保がなされることが予定されていた。しかし、安衛法第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たって、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「リスクアセスメント指針」という。）及び化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号。以下「技術上の指針」という。）に基づき行う個人ばく露測定については、その方法及び測定実施者の要件が定められておらず、測定精度の担保に課題があったところである。

また、作業環境測定の結果を踏まえた安衛法第65条の2の規定による改善措置の評価のための測定については、従来明確には作業環境測定として位置づけられておらず、作業環境測定士に当該測定を実施させるべき指定作業場とはされていなかったところである。

今般、改正法において、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行う個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、その測定精度の担保を図ることとした。具体的には、安衛法第65条の3を新設し、安衛法第22条の健康障害防止措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるとき又は安衛法第65条の2第1項の改善措置を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、作業環境測定を行わなければならないとされるとともに、安衛法第57条の3第1項の規定による調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うものとされ、これらの作業環境測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号。以下「測定基準」という。）に従って行わなければならないとされた。

また、作環法第2条第3号の新設により、個人ばく露測定を作業環境測定

として明確に位置づけるとともに、作業環境測定士に作業環境測定を実施させなければならない指定作業場（作環法第2条第4号）に、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものが追加された。

これを受けて、整備政令において、当該指定作業場を定め、整備省令においては、安衛法第65条の3第1項及び第2項に係る指定作業場、安衛法第65条の3第1項及び第2項の厚生労働省令で定めるとき、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件等を規定するとともに、改正法の施行に伴い令和6年改正省令を廃止することに伴う所要の改正等を行うものである。

第2 改正の要点

I 改正法関係

- (1) 作業環境測定の定義を、作業環境の実態（作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を含む。）を把握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。以下同じ。）とするとともに、個人ばく露測定の定義を、作業環境測定のうち、作業環境における労働者の有害な因子へのばく露の程度を把握するために行うものをいうものとしたこと。（安衛法第2条第4号及び作環法第2条第3号関係）
- (2) 事業者は、健康障害の防止のための措置等を講ずる場合であって厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより作業環境測定を行わなければならないこととしたこと。また、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う作業場における危険性又は有害性等の調査を行うに当たり、必要に応じて、作業環境測定を行うこととしたこと。
（安衛法第65条の3第1項から第3項まで関係）
これらの作業環境測定は、測定基準に従って行わなければならないこととしたこと。（安衛法第65条の3第4項関係）
- (3) 安衛法第65条の3の新設により、従来安衛法第22条、第57条の3第1項又は第65条の2第1項の規定により実施されていた測定は、安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による作業環境測定として位置づけ直されたこと。このうち、安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定については、安衛法第119条第1号の規定により罰則が適用されること。（安衛法第65条の3第1項から第3項まで及び第119条第1号関係）

II 整備政令関係

作環法第2条第4号に規定する安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものとして、次に掲

げる作業場を規定したこと。（作環令第1条第2項関係）

- （1）安衛法第65条の3第1項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- （2）安衛法第65条の3第2項の規定により作業環境測定を行う作業場であって厚生労働省令で定めるもの
- （3）安衛法第65条の3第3項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

Ⅲ 整備省令関係

1 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部改正

- （1）安衛法第65条の3第1項の厚生労働省令で定めるときは、次に掲げるときとしたこと。（安衛則第42条の5関係）

ア 改善困難な第三管理区分作業場において労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき

イ アによる測定を行った後、当該第三管理区分作業場において、6月以内ごとに1回、定期的に、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき

ウ 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等

- （2）安衛法第65条の3第2項の厚生労働省令で定めるときは、安衛法第65条の2第1項の規定による改善措置の評価のための測定を行うときとしたこと。（安衛則第42条の6関係）

2 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）の一部改正

ア 改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤の濃度の測定方法（有機則第28条の3の2第4項関係）

改善困難な第三管理区分作業場において、保護具の選定等を行うために有機溶剤の濃度の測定を行う場合には、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法（有機則第28条の3の2第4項第1号イ等に掲げる方法をいい、以下「イに掲げる方法」という。）又は作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第3条第1項第1号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であって厚生労働大臣が定めるもの（有機則第28条の3の2第4項第1号ロ等に掲げる方法をいい、以下「ロに掲げる方法」という。）により当該測定を行わなければならないこととし、

- ・ イに掲げる方法により当該測定を行う場合には、測定基準に従って当該測定を行うこととし、
- ・ ロに掲げる方法により当該測定を行う場合には、第三管理区分告示に従って当該測定を行うこととしたこと。

ただし、有機則第28条の3の2第3項の規定による測定（作業環境管理専門家が第三管理区分作業場を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、有機則第28条の3第2項の規定による測定）をロに掲げる方法により実施していた場合には、当該測定をもって有機則第28条の3の2第4項第1号における測定とすることができることとしたこと。

測定結果を踏まえた呼吸用保護具の選定については、測定の方法がイに掲げる方法又はロに掲げる方法のいずれであるかにかかわらず、第三管理区分告示の規定に基づき選定を行うこと。なお、改正後の第三管理区分告示の詳細は追って示すこととしているが、当該選定の方法は、現行の第三管理区分告示において示されている保護具の選定方法と同様の方法とする予定であること。

イ 改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤の濃度の測定実施者の要件（有機則第28条の3の4関係）

- デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定士若しくは作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に実施させること。
- 分析は、作環則別表第5号の作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士若しくは作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士であって、当該作業場の種類について登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。）又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関に実施させること。

（ア） aに定める者は、サンプリング（当該者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を行う場合には、都道府県労働局長（2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合は、厚生労働大臣。以下「都道府県労働局長等」という。）の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプリングに関する補助者の講習（以下「サンプリング補助者講習」という。）を修了した者に補助させることができる。

（イ） bに定める者は、分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）別表第11の3の3に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能

検定に合格した者（以下「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。

3 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号。以下「鉛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）の一部改正

鉛則、特化則及び粉じん則について、2に準じた改正を行うものとしたこと。

ただし、特化則第36条の2第1項に規定する物のうち、特定個人サンプリング法等対象特化物（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）別表第3第1号3若しくは6又は同表第2号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物をいう。以下同じ。）以外のものについては、ロに掲げる方法により測定を行う必要があること。

また、特化則第38条の21第2項又は第4項の規定により、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、保護具の選定等を行うために空气中の溶接ヒュームの濃度の測定を行う場合には、イに掲げる方法により当該測定を行わなければならないこととし、当該測定を行う場合には、測定基準に従って当該測定を行うこととしたこと。（鉛則第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号、特化則第36条の3の2第4項第1号及び第5項第1号並びに第38条の21第2項及び第4項並びに粉じん則第26条の3の2第4項第1号及び第5項第1号関係）

4 作環則の一部改正

（1）安衛法第65条の3第1項に係る指定作業場

ア 作環令第1条第2項第1号の厚生労働省令で定めるものは、1（1）のア、イ又はウのときに労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場としたこと。（作環則第1条の2関係）

イ 作環令第1条第2項第2号の厚生労働省令で定めるものは、1の（2）のときに作業環境測定を行う作業場としたこと。（作環則第1条の3関係）

（2）安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により指定作業場について作業環境測定を行う者の要件

ア 安衛法第65条の3第1項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第3条の2関係）

(ア) 安衛法第65条の3第1項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させること。

b 分析は、第一種作業環境測定士のうち、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場の種類（特化則第38条の21第2項又は第4項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定（以下「溶接ヒュームの濃度測定」という。）を行う場合においては、同表第4号の作業場の種類）について登録を受けているものに実施させること。

(イ) (ア) による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。

b 分析は、指定作業場の属する作環則別表に掲げる作業場の種類（溶接ヒュームの濃度測定を行う場合においては、同表第4号の作業場の種類）について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類（溶接ヒュームの濃度測定を行う場合においては、同表第4号の作業場の種類）について指定を受けている指定測定機関に委託すること。

イ 安衛法第65条の3第2項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第3条関係）

安衛法第65条第1項の規定による作業環境測定の実施者の要件と同様の要件を規定したこと。

ウ 安衛法第65条の3第3項の規定により指定作業場について行う作業環境測定の実施者の要件（作環則第3条の3関係）

(ア) 安衛法第65条の3第3項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならないものとしたこと。

a デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けているものに実施させること。

b 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、それぞれ厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させること。

(イ) (ア) による作業環境測定を行うことができないときは、次に

定めるところによらなければならないものとしたこと。

- a デザイン及びサンプリングは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。
- b 分析は、測定を行おうとする化学物質の分析方法に応じて、(ア)のbに規定する者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

(3) 作環法第4条第3項の規定によりサンプリング又は分析の業務を補助する者（以下「補助者」という。）の業務及び要件

ア 作環法第4条第3項の個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務であって厚生労働省令で定めるものは、指定作業場について行う個人ばく露測定の業務のうち、次に掲げるものとしたこと。（作環則第3条の4関係）

(ア) サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務

(イ) 分析（一級化学分析技能士の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、一級化学分析技能士が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務

イ 作環法第4条第3項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者としたこと。（作環則第3条の5関係）

(ア) サンプリングについては、サンプリング補助者講習の修了者

(イ) 分析については、一級化学分析技能士

(4) 作業環境測定士となることができる者の資格（作環則第5条及び第5条の2の2関係）

ア 改正法において、作業環境測定士試験の受験資格から労働衛生の実務の従事経験を削り、これを作業環境測定士となる登録の要件に加えることとしたことを踏まえ、改正後の作環法第5条の厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験として、改正法等による改正前に当該受験資格として定められていた労働衛生の実務に従事した経験年数と同様の年数を規定したこと。

イ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であって、試験に合格していない者等は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有するものとしたこと。

(5) 作業環境測定士等の登録事項（作環則第6条第1項第5号及び第6号、第52条並びに様式関係）

作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を追加し、作業環境測定士の登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること」を追加するとともに、関連する様式を整備したこと。

- (6) 登録サンプリング補助者講習機関等に係る手続等（作環則第51条の10から第51条の25まで及び様式関係）

ア サンプリング補助者講習を行う機関の登録に係る手続等に係る規定及び様式を新設したこと。なお、サンプリング補助者講習の講習内容については、別途告示を定める予定であること。

イ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに係る登録講習機関の様式を整備したこと。

- (7) 作業環境測定機関による作業環境測定の実施（作環則第61条、第61条の2及び第61条の3関係）

指定作業場について安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定により行う作業環境測定については、作環則第3条を改正し、並びに作環則第3条の2及び第3条の3を新設し、事業者が使用する作業環境測定士に当該作業環境測定を実施させることができないときは、作業環境測定機関等に委託しなければならないこととされた。これを受け、委託を受けた作業環境測定機関が、指定作業場について安衛法第65条の3第1項から第3項までの規定による作業環境測定を行うときは、作環則第61条から第61条の3までの規定に定めるところによらなければならないこととしたこと。

5 令和6年改正省令の廃止

改正法による作環法第2条第4号の改正等に伴い、安衛法22条に基づき第三管理区分等における測定の実施者の要件等を規定していた令和6年改正省令を廃止する。

IV OH告示

Ⅲの4(4)イの個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者として、公益社団法人日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者(以下「オキュペイショナルハイジニスト等」という。)を定めたこと。

V 施行日及び適用日並びに準備行為及び経過措置

- (1) 改正法、整備政令、整備省令及びOH告示については、令和8年10月1日から施行又は適用すること。ただし、Vの(3)から(7)まで、(10)、(11)及び(14)については、令和8年8月1日から、Vの(2)、(8)、(9)、(12)及び(13)については、令和8年9月1日から施行すること。
- (2) 整備省令により令和6年改正省令を令和8年9月1日に廃止することとする。ただし、その廃止の際現に令和6年改正省令附則第3条第2項の規定による登録を受けている者(以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。)については、当該登録を受けた日から起算して5年を経過する日までの間は、令和6年改正省令第5条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号。以下「令和6年改正後旧登録省令」という。)第1条の2の44の17に規定するデザイン等講習((3)において「デザイン等講習」という。)又はサンプリング講習((4)において「サンプリング講習」という。)に係る業務を引き続き行うことができること。
(附則第3条第1項関係)
また、令和6年通達は、本通達により廃止する。ただし、整備省令附則第3条の経過措置により旧登録個人ばく露測定講習機関が行う業務等については、なお従前の例による。
なお、旧登録個人ばく露測定講習機関は、令和6年改正後旧登録省令第1条の2の44の20の規定による登録の更新を行うことができないこと。
(附則第3条第2項関係)
- (3) 令和8年9月1日前に令和6年改正省令附則第4条第2項の規定により行われたデザイン等講習又は同日以降に旧登録個人ばく露測定講習機関が行うデザイン等講習(以下「旧デザイン等講習」という。)は、作環則第6条第1項第5号イに規定する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する科目(以下「個人ばく露測定の科目」という。)とみなすこと。(附則第4条第1項関係)
- (4) 令和8年9月1日前に令和6年改正省令附則第4条第2項の規定により行われたサンプリング講習又は同日以降に旧登録個人ばく露測定講習機関が行うサンプリング講習(以下「旧サンプリング講習」という。)は、サンプリング補助者講習とみなすこと。(附則第4条第2項関係)
- (5) 旧デザイン等講習の修了証は、個人ばく露測定の科目の修了証とみなすこと。(附則第5条関係)
- (6) 旧サンプリング講習の修了証は、サンプリング補助者講習の修了証とみなすこと。(附則第6条関係)
- (7) 作業環境測定士が令和8年10月1日前に旧デザイン等講習又は個人ばく

露測定科目を修了した場合は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができることについて、同日前においても、作業環境測定士登録証の書換えの申請を行うことができること。（附則第7条第1項関係）

また、作業環境測定機関について、同日前であっても、作業環境測定機関の登録の申請及び登録証の書換えの申請並びに業務規程の届出（変更の届出を含む。）を行うことができること。（附則第7条第2項から第5項まで関係）

- (8) 個人ばく露測定科目を行う登録講習機関としての登録を受けようとする者は、令和8年10月1日前であっても、都道府県労働局長等に対して当該登録の申請を行うことができること。（附則第8条第1項関係）

また、当該登録を受けた者については、同日前においても、個人ばく露測定科目を行うに当たって必要な業務規程の届出等を行うことができること。（附則第8条第3項関係）

- (9) (8)の登録を受けた登録講習機関は、令和8年10月1日前に個人ばく露測定科目を実施する場合は、同日前においても、個人ばく露測定科目を実施する計画を作成し、当該計画に基づいて実施しなければならないこと。（附則第9条第1項関係）

また、同日前に個人ばく露測定科目を実施した場合は、同日前においても、講習修了証の交付及び再交付並びに帳簿の作成、保存及び引継ぎ等を行わなければならないこと。（附則第9条第2項から第4項まで関係）

- (10) 作環則第6条第1項第5号又は第6号に掲げる区分に該当する者（(14)の適用を受ける者を除く。）は、令和8年10月1日前においても、当該区分に応じた登録事項について、作環則第7条の規定の例により、作環法第7条の登録を申請することができること。（附則第10条第1項関係）

また、オキュペイショナルハイジニスト等であって、既に作業環境測定士としての登録を受けている者は、令和8年10月1日前においても、作環則第6条第1項第5号に定める事項について、登録証の書換えを申請することができること。（附則第10条第2項関係）

- (11) 指定登録機関が作環則第6条第1項第5号又は第6号に定める事項について作業環境測定士登録証の交付又は書換えを行うに当たって、当該指定登録機関は、令和8年10月1日前においても、登録事務規程の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）の申請を行うことができること。（附則第11条第1項関係）

また、この場合において、登録事務規程の認可を受けた指定登録機関が交付する作業環境測定士登録証は、同日前においても、整備省令による改正後の作環則様式第2号によるものとする。こと。（附則第11条第2

項関係)

- (12) 作環則第3条の5の登録を受け、サンプリング補助者講習を行おうとする者は、令和8年10月1日前においても、作環則第51条の10の規定の例により、都道府県労働局長等に対して登録の申請を行うことができること。(附則第12条第1項関係)

また、当該登録を受けた者については、同日前においてもサンプリング補助者講習を行うに当たって必要なサンプリング補助者講習の実施計画の届出等を行うことができることとしたこと。(附則第12条第3項関係)

- (13) (12)の登録を受けた作環則第51条の14に規定する登録サンプリング補助者講習機関は、令和8年10月1日前にサンプリング補助者講習を実施する場合は、同日前においても、サンプリング補助者講習を実施する計画を作成し、当該計画に基づいて実施しなければならないこと。また、同日前にサンプリング補助者講習を実施した場合においては、同日前においても、サンプリング補助者講習修了証の交付及び再交付並びに帳簿の作成、保存、引渡し及び引継ぎ等を行わなければならないこと。(附則第13条関係)

- (14) 令和8年10月1日時点で整備省令による改正前の作環則第5条第1項第2号若しくは第3号に該当する者又は改正前の作環則第5条の2の規定により第二種作業環境測定士の資格を有している者に該当していた者については、作環則第6条第1項第5号に定める事項に係る登録の申請又は登録証の書換えの申請をするためには、旧デザイン等講習若しくは個人ばく露測定の科目を修了すること又はOH告示に定めるオキュペイショナルハイジニスト等に該当する必要があること。(附則第14条関係)

第3 細部事項

I 改正法関係(安衛法第65条の3等関係)

安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定は、安衛則第42条の5各号の規定により、改善困難な第三管理区分作業場又は金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場において、保護具の選定等のために、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定としたこと。安衛法第65条の3第2項の規定による作業環境測定は、安衛則第42条の6の規定により、当該作業場の作業環境を改善するため必要な措置を講じたときに、その効果を確認するために行う測定としたこと。

また、安衛法第65条の3第3項の「必要に応じて」とは、リスクアセスメント指針及び技術上の指針に基づく以下の場合が含まれること。

- (1) リスクアセスメント対象物について、危険性又は有害性を特定し、労働者が当該物にばく露される程度を把握するために屋内作業場において個

人ばく露測定を行う場合

- (2) リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されているものについて、労働者が当該物にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業場において、個人ばく露測定を行う場合
- (3) リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されていないものについて、リスクの見積りの結果一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要があり、屋内作業場において個人ばく露測定を行う場合

なお、安衛法第65条の3第1項及び第3項の規定による作業環境測定は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させる等の適切な事後措置を講ずるために行われる測定として一定の測定精度が求められる測定である一方、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、これらの規定による当該作業環境測定に含まれないものであること。

II 整備省令関係

- 1 有機則、鉛則、特化則及び粉じん則（以下「有機則等」という。）関係（有機則第28条の3の2第4項及び第5項並びに有機則第28条の3の4等関係）
 - (1) 改正前の有機則第28条の3の2等の規定においては、改善困難な第三管理区分作業場について、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定その他の方法による測定（個人サンプリング測定等）により、有機溶剤等の濃度を測定しなければならないとされていたが、今般の改正により、イに掲げる方法又はロに掲げる方法のいずれかにより有機溶剤等の濃度を測定しなければならないものとしたこと。
 - (2) 改正前の有機則第28条の3の2等では、改善困難な第三管理区分作業場における有機溶剤等の濃度の測定の方法について、第三管理区分告示において、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法及びAB／CD測定の手法を用いた測定方法が示されていたところ、イに掲げる方法が前者の方法、ロに掲げる方法が後者の方法に該当し、今般の改正によって、改正前の有機則第28条の3の2等で定めていた測定方法の内容を実質的に変更するものではないこと。
 - (3) イに掲げる方法による測定については、整備省令の施行前においては安衛法第22条に基づき有機則等において定められていた測定であり、第三管理区分告示において定める測定方法によらなければならないこととされていたものであるが、今般の改正により、当該測定は、安衛法第65条の3第1項の規定による作業環境測定となることから、同条第4項の規定により、測定基準に従って行われなければならないものであること。
 - (4) ロに掲げる方法による測定については、改正後も引き続き安衛法第22条の規定に基づく措置としての測定であり、引き続き第三管理区分告示に

従って行われなければならないものであること。

- (5) イに掲げる方法による測定は、安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による作業環境測定となり、作環法第 3 条等の規定により、作業環境測定士等による実施が義務付けられる一方、ロに掲げる方法による測定についても、労働者に有効な呼吸用保護具を選定するためにその精度を担保する必要があることから、有機則第 28 条の 3 の 4 等の規定により、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けている作業環境測定士等に測定を実施させることとしたこと。
- (6) 特定化学物質に関する測定については、特化則第 36 条の 2 第 1 項に規定する物のうち、特定個人サンプリング法等対象特化物以外のものの濃度の測定を行う場合については、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定が困難であることから、ロに掲げる方法に限定しているものであること。なお、有機則第 28 条の 3 の 4 第 2 項及び第 3 項等に規定する補助者の要件は、イに掲げる方法のデザイン及びサンプリングの業務の補助者の要件と同様であり、その内容については 2 (2) を参照すること。
- (7) 金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場における測定については、金属アーク告示において、従来も労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定方法のみが示されていたところ、今般の改正により、当該測定は安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による作業環境測定となることから、同条第 4 項の規定により、測定基準に従って行われなければならないこととなること。なお、測定基準においても、従来金属アーク告示において定めていた測定方法と同様の測定方法を定めることとしているため、当該測定の測定方法について、実質的な変更はないこと。

2 作環則関係

- (1) 作業環境測定の実施者等（作環則第 3 条、第 3 条の 2 及び第 3 条の 3 関係）

作環則第 3 条の 3 第 1 項第 2 号の厚生労働大臣が定める要件については、追って告示を制定する予定であること。

- (2) 補助者の業務及び要件（作環則第 3 条の 4 及び第 3 条の 5 関係）

ア 整備省令第 10 条により廃止される令和 6 年改正省令による改正後の有機則等の規定においては、旧登録個人ばく露測定講習機関が行う旧サンプリング講習を修了することにより、旧登録個人ばく露測定講習機関が行う旧デザイン等講習を修了した作業環境測定士からサンプリングごとに指定する方法によりサンプリングの業務を行うことができるとされていたが、今般、改正法及び整備省令により作環法第 4 条第 3 項及び有機則第 28 条の 3 の 4 が新設されたこと等により、旧サンプリング講習の修

了者については、有機則第28条の3の2第4項第1号の測定等に係るサンプリングのサンプリング業務を補助する者として改められたものであること。なお、旧サンプリング講習の修了者は、整備省令附則に定める経過措置により、サンプリング業務の補助者として認められること。

イ 作環則第3条の4の「サンプリングごとに指定する方法」を書面で指定する場合に用いる標準的な様式は、別紙1に示すとおりであること。なお、サンプリングごとに指定する方法が、適切な請負の範囲内として認められるかどうかは、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）に基づき実態に即して判断されるものであることに留意すること。また、サンプリングの補助者がサンプリングの実施結果等を作業環境測定士に対して書面で報告する場合に用いる標準的な様式は、別紙2及び別紙3に示すとおりであること。

ウ サンプリングが終了した試料採取機器の回収・保存、分析機関への送付等の職務は、サンプリング方法を指定した作業環境測定士が行う必要があること。また、試料採取機器の回収等の際、当該作業環境測定士は、サンプリングの実施結果等を書面で確認するほか、必要に応じ、サンプリングを行ったサンプリングの業務の補助者（以下「サンプリング補助者」という。）に対して、サンプリングの実施状況やサンプラーの捕集状況等の聞き取り等を行うこと。なお、サンプリング補助者の業務には、作環則第3条の4に掲げる業務のほか、サンプリング終了時の測定対象者からの試料採取機器の取り外し、作業環境測定士に試料採取機器を引き渡すまでの間、試料採取機器の保存を行うこと等が含まれること。

エ 分析の業務について、整備省令第10条において廃止される令和6年改正省令による改正後の有機則等の規定においては、一級化学分析技能士が、自らが所属する事業場で採取された試料を分析することができることが規定されていたが、今般、改正法及び整備省令により作環法第4条第3項及び有機則第28条の3の4が新設されたこと等により、一級化学分析技能士は、作業環境測定士が行う分析の業務の補助をすることができることに改められたこと。一級化学分析技能士に補助させることができることとしたのは、自らの事業場で普段から分析している物質を分析する分には、所定の方法を正確に遂行する蓋然性が比較的高いと考えられるためであること。

オ 作業環境測定士は、分析の業務を一級化学分析技能士に補助させる場合には、当該一級分析技能士に対し、分析ごとに適切な分析方法を指定し、当該一級分析技能士は作業環境測定士が分析ごとに指定する方法により分析の業務を補助するものであること。なお、分析ごとに指定する方法とは、前処理方法、分析機器、分析方法等を指定することが考えられ

ること。

カ 一級化学分析技能士が実施できる分析方法とは、一級化学分析技能士の試験科目及びその範囲として能開則別表第12に規定されている重量分析の方法及び機器分析の方法をいうものであること。具体的な方法は、化学分析技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目において定められているため、留意すること。

(3) 作業環境測定士の実務経験の取扱い（作環則第5条及び第15条関係）

ア 作環則第5条及び第15条の改正は、作業環境測定士試験の受験要件として定められていた労働衛生の実務に従事した経験を作環法第5条の作業環境測定士となる資格を有する要件に移し、作業環境測定士試験を受験しやすくする趣旨であり、当該改正により、作業環境測定士試験の際に学歴等に加えて実務要件が必要とされていた者については、当該試験の際には実務要件が必要なくなり、作業環境測定士の登録の申請までに必要な実務経験を充足すればよいこととなること。

イ 作環則第15条第8号の規定により「8年以上労働衛生の実務に従事した経験を有する」ことをもって作業環境測定士試験を受験する者については、作環則第5条第1項第5号において登録の申請の際にも8年の実務経験の要件を定めているが、これは受験時に求めた8年以上労働衛生の実務に従事した経験があればよく、それ以上の実務経験を求める趣旨ではないこと。

ウ 試験受験の際に用いた学歴等と、作業環境測定士の登録の申請の際に用いる学歴等が異なる場合には、試験合格後の当該登録の申請の際までに、当該登録の申請の際に用いる学歴等に応じた実務経験を満たしている必要があること。

(4) オキュペイショナルハイジニスト等の取扱い（作環則第5条の2の2及びOH告示関係）

ア 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者として、オキュペイショナルハイジニスト等を定めたこと。これは、オキュペイショナルハイジニスト等の職務には、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれており、旧デザイン等講習又は個人ばく露測定の科目を修了した第二種作業環境測定士と同等以上の能力を有すると認められるためであること。なお、この改正は、オキュペイショナルハイジニスト等の職務を個人ばく露測定に限定する趣旨ではないこと。

イ 作環則第5条の2の2の規定より、オキュペイショナルハイジニスト等であって、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士として作環則第6条第1項第6号の登録を受けた者は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリング

以外の業務（ＡＢ／ＣＤ測定及び分析の業務）を行うことはできないこと。

なお、同号の登録を受けた者であっても、別途、作業環境測定士試験に合格後、講習を修了し、必要な年数の労働衛生の実務に従事した経験を得ること等により、第一種作業環境測定士としての登録又は第二種作業環境測定士登録証の書換えを受けた場合には、作環則第５条２の２以外の規定により作業環境測定士となった者と同様に、ＡＢ測定等を行うことが可能となること。

- （５）登録事項の変更届の提出時期（作環則第５条の８、第５条の１４、第１７条の７及び第１７条の１６関係）

作環則第５条の８及び第１７条の７に規定する登録大学等及び登録試験免除講習機関の登録事項の変更の届出については、従来は変更しようとする日の２週間前までに行わなければならないとしていたが、改正法等によりインターネットの利用その他の適切な方法による公示が可能となったことから、変更の日から２週間以内に届け出ることとしたこと。

- （６）個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの登録区分について（作環則第６条第１項第５号及び第６号並びに第５２条第３号関係）

ア 作環則第６条第１項第５号及び第５２条第３号関係

改正法により個人ばく露測定が従来の作業環境測定に加えて新たに作業環境測定に位置づけられたことから、作環則第６条第１項第５号及び第５２条第３号において、作業環境測定士及び作業環境測定機関の登録区分に、「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を新たに登録区分として追加したこと。

作環則第６条第１項第５号イは、作環法第５条の作業環境測定士講習の講習科目のうち、個人ばく露測定の科目を修了した者に対して、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

同号ロは、以下の者について、個人ばく露測定の科目を修了せずとも、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

- ・ 作環則第５条の２の２以外の規定により作業環境測定士となる資格を有し、既に作業環境測定士としての登録を受けている者のうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者
- ・ 作業環境測定士試験に合格している者であって、未だ作業環境測定士の登録を受けていないもののうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者
- ・ 作業環境測定士試験の全科目が免除され、作業環境測定士講習（個人ばく露測定の科目を除く。）を修了した者であって、未だ作業環境

測定士の登録を受けていないもののうち、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有する者

同号ハは、厚生労働大臣による認定により作業環境測定士の資格を有する者及び登録大学等の卒業により第二種作業環境測定士としての資格を有する者について、個人ばく露測定の科目を修了せずとも、同号の登録又は書換えを受けることができることを規定したものであること。

イ 作環則第6条第1項第6号関係

作環則第6条第1項第6号は、作環則第5条の2の2の規定により個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有する者が登録を受ける区分として、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングの実施に限った区分を新設するものであること。

なお、作業環境測定士の登録の申請を行う際に、様式第1号の⑬欄に記入する、作業環境測定士となる資格を有する理由については、オキュペイショナルハイジニスト等においては、例えば、「作業環境測定士試験には合格しておらず、公益社団法人日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニストの資格を有する。」があること。

(7) 作業環境測定士の登録又は書換えの手続（作環則第7条第2項及び第9条関係）

従来、作業環境測定士の登録又は書換えの申請時には、作業環境測定士試験合格証、登録講習修了証等を都道府県労働局長に対して提示することが義務付けられていたが、オンライン手続に対応した方法に改正する趣旨から、合格書等又はその写し等を添付することで当該申請ができるようにしたものであること。また、作環則第7条第2項の「これらに代わるべき書類」については、例えば、医師免許証の写し、公益社団法人日本作業環境測定協会の発行するオキュペイショナルハイジニストの認定証の写し等が想定されること。なお、当該登録の申請に当たっては、申請者の写真の添付を従来求めていたものであるが、これを不要としたこと。

(8) 登録サンプリング補助者講習機関に係る手続等（作環則第51条の10から第51条の25まで及び様式関係）

令和6年改正省令においては、旧サンプリング講習を修了した者が、作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法によってサンプリングの業務を行うことができることが予定されていたが、今般、整備省令において新設したサンプリング補助者として改められたことから、令和6年改正省令に規定された登録省令における旧登録個人ばく露測定講習機関の手続等に関する規定と同様の規定を登録サンプリング補助者講習機関の手続等の規定として作環則第51条の10から第51条の25ま

でに新設したこと。

登録サンプリング補助者講習機関が行うサンプリング補助者講習の講習科目の細目については、追って告示を制定する予定である。

(9) 登録講習の受講の手続（作環則様式第8号関係）

様式第8号備考5は、同様式の④欄（受けようとする科目）のうち3（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人ばく露測定に係るものに限る。））については、それを単独で受講することはできず、3と4（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。））を同時に受講するか、既に4を受講済みの者のみが受講することができることを規定した趣旨であること。

また、2（作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。））についても同様に、2と4を同時に受講するか、既に4を受講済みの者でなければ受講できないこと。

3 附則関係（附則第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条及び第14条関係）

- (1) 安衛法第65条の3第1項に基づき実施する個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの手法は、廃止する令和6年改正省令において安衛法第22条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るデザイン及びサンプリングの手法と同様であることから、附則第4条第1項において、旧デザイン等講習を個人ばく露測定の科目とみなすものであること。
- (2) 安衛法第65条の3第1項に基づき実施する個人ばく露測定に係るサンプリングの手法は、廃止する令和6年改正省令において安衛法第22条に基づき実施することとしていた測定のうち労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うものに係るサンプリングの手法と同様であることから、附則第4条第2項において、旧サンプリング講習をサンプリング補助者講習とみなすものであること。
- (3) 附則第5条は、(1)のとおり旧デザイン等講習を個人ばく露測定の科目とみなすことから、旧デザイン等講習の講習修了証を個人ばく露測定の科目の講習修了証とみなすことにより、作環則第6条第1項第5号に定める事項について作業環境測定士の登録の申請又は登録証の書換えの申請を行うにあたり、旧デザイン等講習の講習修了証を、登録事項（書換えの申請にあっては、変更後の登録事項）を証する書面として使用することができることとする趣旨であること。
- (4) 附則第6条は、(2)のとおり、旧サンプリング講習をサンプリング補助者講習とみなすことから、旧サンプリング講習の修了証をもってサン

プリング補助者の資格を有することを証することができることとする趣旨であること。

- (5) 附則第7条第1項は、(3)における登録証の書換えの申請を、令和8年10月1日前であっても行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第2条第3項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

- (6) 附則第7条第2項は、(5)に関連して、作環則第52条第3号に定める事項に係る作業環境測定機関の登録証の書換えの申請を、令和8年10月1日前であっても行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第2条第3項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

- (7) 附則第10条第1項は、附則第14条の適用を受ける者を除き、作環則第6条第1項第5号又は第6号に掲げる区分に該当する者については、令和8年10月1日前であっても、作業環境測定士の登録の申請を行うことができることとする趣旨であること。

なお、附則第2条第3項の規定により、当面の間、旧作環則の様式を取り繕って手続に使用して差し支えない。

- (8) 附則第10条第2項は、オキュペイショナルハイジニスト等の資格を有しており、既に作業環境測定士の登録を受けている者は、令和8年10月1日前であっても、作業環境測定士登録証の書換えを行い、登録事項に「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること」を追加することができることとする趣旨であること。なお、既に作業環境測定士の登録を受けている者は、作環則第6条第1項第6号に定める「個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること」について登録を受けることができないことに留意すること。

- (9) 附則第14条は、令和8年10月1日以前においては、作環則第5条第2項第3号及び第4号に掲げる者については、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する知識及び技能を有するか否かを含めて認定されておらず、また、第5条の2に掲げる者については、別途改正する予定の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法(平成21年厚生労働省告示第145号)により定められた科目を登録大学等で修了していないため、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けるには、旧デザイン等講習若しくは個人ばく露測定の科目の修了又はオキュペイショナルハイジニスト等の資格を有することが必要となる趣旨であること。

なお、附則第14条に関連して、同条の規定の適用を受けない、令和8

年10月1日以降に作環則第5条第2項第3号及び第4号の規定により厚生労働大臣が認定する者とは、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する知識及び技能を有するか否かを含めて認定されること。また、令和8年10月1日以降に作環則第5条の2の規定により登録大学等を卒業する者は、別途改正する予定の作業環境測定法施行規則第五条の五第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目の実施方法により定められた科目を登録大学等で修了することとなる。これらのことから、作環則第6条第1項第5号ハの規定により、これらの者は、個人ばく露測定の科目の受講等を要することなく、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる作業環境測定士として登録を受けることができることとする趣旨であること。

サンプリング方法指定書

年	月	日	事業場	(所在地：	サンプリング対象者	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考

※測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えたと考えられる出来事についてはその内容を記録すること。
※粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えることでもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講ずること。
※ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。
※サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

年 月 日

殿

作業環境測定士：(所属：)
連絡先：
電子メールアドレス： @

【記載例】サンプリング方法指定書

令和〇年〇月〇日に〇〇事業場（所在地：〇〇県〇〇市〇〇〇〇）で行う測定 of サンプリングの方法を次に掲げるとおりに指定する。									
作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間数	測定対象者（所属部署）	測定対象物の名称	使用する試料採取機器の型式及び取扱上の注意	使用するポンプの型式及び流量等	機材の数のポンプの台数 収集器具の数	サンプリング後、回収されるまでの間の試料採取機器の保管方法	備考
ショットブラスト作業場	ショットブラストによる研磨	8時間 (昼休憩時間を除く。)	A氏、B氏 (所属部署)	粉じん	GS-3 サイクロン サンブラーはできるだけ垂直を保つこと	エアースランプリングポンプ AirChek Connect 2.75 L/min	サイクロン：2セット ポンプ：2台 ホース：2本	サンブラーを垂直に保ち常温で保管する。	測定対象者が喫煙する場合は、喫煙中はポンプを停止すること。
洗浄作業場	トリクレネによる製品の超音波洗浄	8時間 (昼休憩時間を除く。)	C氏、D氏 (所属部署)	トリクロロエチレン	球状活性炭チューブ 258A サンブラーはできるだけ垂直を保つこと また、午前と午後とで別の活性炭チューブを使用すること	パーソナルミニポンプ PMP-001 型 100 mL/min	活性炭チューブ：6本 チューブカバパー：3本 ポンプ：3台 ホース：3本 ※予備1セット	球状活性炭チューブの両端にキャップをして、冷暗所で保管する。	ホースが外れるなど異常が発生した場合は、サンプリング時間は短くなるが、再度準備して測定を実施すること。
メッキ作業場	製品の硬質クロムメッキ	8時間 (昼休憩時間を除く。)	E氏、F氏 (所属部署)	重クロム酸及びその塩	ミゼットインピンジャヤー 捕集液：精製水 5 mL 捕集液は、4〜6 mLを保つように補充すること サンブラーはできるだけ垂直を保つこと	エアースランプリングポンプ GilAir PLUS 3.0 L/min	ミゼットインピンジャヤー：2セット ポンプ：2台 ホース：2本	ミゼットインピンジャヤーの試料採取口及び吸引ポンプ接続口にキャップをして、常温で保管する。	ポンプ側への捕集液吸込みが見られたら、サンプリングを中止して、欠損データとして取扱うこと。
組立作業場	製品への接着剤塗布	8時間 (昼休憩時間を除く。)	G氏、H氏 (所属部署)	アセトン、メチルエチルケトン	有機ガスモニター 3500+ サンブラー表面を被服等で隠さないこと	—	有機ガスモニター：3セット ※予備1セット	サンブラーのキャップを閉めて乾燥剤とともにアルミ袋に入れ、シーラー棒でアルミ袋を密閉し、冷暗所で保管する。	

※測定が適切に行われているかを監視し、測定結果に影響を与えられず考えられる出来事についてはその内容を記録すること。

※粉じん測定等を行う場合は、サンプリング時間内での喫煙は測定に影響を与えないことでもあるので、測定対象者が喫煙中はポンプを停止する等の必要な対応を講ずること。

※ポンプ停止などの異常時等には、速やかに以下に連絡すること。

※サンプリングを終了したときは、速やかに以下に連絡すること。

令和△年 △月 △日

株式会社〇〇〇代表取締役社長 □□ □□ 殿

作業環境測定士：〇〇 〇〇 (所属：△△△△△△△)

連絡先：XXX-XXXX-XXXX

電子メールアドレス： @

サンプリング実施結果報告書

別紙2

年 月 日付けサンプリング方法指定書に基づき、事業場（所在地：）で行った測定 of サンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者（所属部署）	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項（作業状況等）

年 月 日

殿

サンプリング補助者：（所属：）
連絡先：
電子メールアドレス：@

【記載例】サンプリング実施結果報告書

令和〇年〇月〇日付けサンプリング方法指定書に基づき、〇〇事業場（所在地：〇〇県〇〇市〇〇〇〇）で行った測定 of サンプリングの実施結果は次のとおり。

作業場の名称	サンプリング対象の作業内容	サンプリング時間	気温・湿度・気流	測定対象者 (所属部署)	使用した試料採取機器の型式及び識別番号	使用したポンプの型式及び識別番号並びに流量等	サンプリング中の異常等	その他特記事項 (作業状況等)
ショットブラスト作業場	ショットによる研磨	9:00～10:00 10:10～12:00 13:00～15:00 15:10～18:00 ※作業に従事する全時間でサンプリングを実施	〇〇℃ △△% ～□ m/s	A氏 (所属部署)	GS-3 サイクロン (識別番号: No, 1)	エア－サンプリングポンプ AirChek Connect (識別番号: No, 1) 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	・サンプリング中に喫煙の申し入れがあったため、喫煙中の20分間はポンプを停止した。 ・定常作業であった。
ショットブラスト作業場	ショットによる研磨	8:00～12:00 13:00～17:00	●●℃ ▲▲% ～■ m/s	B氏 (所属部署)	GS-3 サイクロン (識別番号: No, 2)	エア－サンプリングポンプ AirChek Connect (識別番号: No, 2) 2.75 L/min	サンプリング中に、ポンプの停止やホースが外れるなどの異常は、特段確認されなかった。	定常作業であった。

令和〇年 〇月 〇日

殿

サンプリング補助者：〇〇 〇〇 (所属：△△△△△△△)
連絡 先：XXX-XXXX-XXXX
電子メールアドレス： @

作業場の名称		測定対象者 (所属部署)
時刻	作業場所	作業内容
設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要		
〔設備、排気装置の稼働状況〕		
〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕		
〔その他特記事項〕		

測定実施時の作業状況等の記録 (年 月 日)

作業場の名称		ショットブラスト作業場	測定対象者 (所属部署)	A氏 (所属部署)
時刻	作業場所	作業内容		
8:00～9:00	ショットブラストNo.1	朝礼(8:00～8:10)		
9:00～10:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩(10:00～10:10)		
10:00～11:00	ショットブラストNo.1	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
12:00～13:00	昼休み			
13:00～14:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
14:00～15:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
15:00～16:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 休憩(15:00～15:10)		
16:00～17:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬		
17:00～18:00	ショットブラストNo.2	部品のショットブラストによる研磨及び部品を載せたパレットの運搬 終礼(17:50～18:00)		
設備の稼働状況及び測定値に影響を及ぼしたと考えられる事項等の概要				
〔設備、排気装置の稼働状況〕 ショットブラスト装置:4台稼働 局所排気装置:全ての局所排気装置が作業中、常時稼働				
〔ドア、窓の開閉、気流の状況〕 出入口:開 窓:開 気流の状態:隣接する作業場からショットブラスト作業場に、粉じんを含む気流の流入あり。				
〔その他特記事項〕 ショットブラスト装置および局所排気装置にトラブルはなく、作業は定常状態で行われた。 部品を載せたパレットは、パレットトラックにより人力で運搬。				

○厚生労働省告示第二百七十九号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和八年厚生労働省令第百十六号）による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五条の二の二の規定に基づき、作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和八年七月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

作業環境測定法施行規則第五条の二の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、公益社団法人日本作業環境測定協会が認定するオキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会の認証を受けている外国にある機関が認定するオキュペイショナルハイジニスト、インダストリアルハイジニスト等の資格を有する者とする。

政令第百九十六号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、並びに作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第四号及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（作業環境測定法施行令の一部改正）

第一条 作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第三号の政令で定める作業場」を「第二条第四号に規定する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の作業場のうち政令で定めるもの」に改め、同条第二号中「定める作業場」を「定めるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二条第四号に規定する労働安全衛生法第六十五条の三第一項から第三項までの規定により作業環境測定を行う作業場のうち政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

二 労働安全衛生法第六十五条の三第二項の規定により作業環境測定を行う作業場であつて厚生労働省令で定めるもの

三 労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により行う作業環境測定が個人ばく露測定である場合における当該作業環境測定を行う作業場

附則第一条ただし書中「（昭和四十七年法律第五十七号）」を削る。

附則第四条第一項中「第一条各号」を「第一条第一項各号」に改める。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の十の項の下欄第二号中「第二条第五号」を「第二条第六号」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第七号中「及び第六十五条の二」を「から第六十五条の三まで」に、「」に掲げる」を「の規定による」に改める。

附 則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十六号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年七月二十九日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一編 通則 第一章 第五章の二 (略) 第六章 健康の保持増進のための措置 第一節 作業環境測定 (第四十二条の三・第四十二条の六) 第一節の二 第四節 (略) 第六章の二 第十章 (略) 第二編 第四編 (略) 附則 (法第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるとき) 第四十二条の五 法第六十五条の三第一項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。 一 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。) 第二十八条の三の二第四項柱書 (特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。) 第三十六条の五において準用する場合を含む。)、鉛中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。) 第五十二条の三の二第四項柱書、特化則第三十六条の三の二第四項柱書又は粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する場合であつて、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき。 二 有機則第二十八条の三の二第五項柱書 (特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。)、鉛則第五十二条の三の二第五項柱書、特化則第三十六条の三の二第五項柱書又は粉じん則第二十六条の三の二第五項柱書に規定する場合であつて、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うとき。	目次 第一編 通則 第一章 第五章の二 (略) 第六章 健康の保持増進のための措置 第一節 作業環境測定 (第四十二条の三・第四十二条の四) 第一節の二 第四節 (略) 第六章の二 第十章 (略) 第二編 第四編 (略) 附則 (新設)

(傍線部分は改正部分)

三 特化則第三十八条の二十一第二項又は第四項に規定するとき

（法第六十五条の三第二項の厚生労働省令で定めるとき）

第四十二条の六 法第六十五条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、有機則第二十八条の三第二項若しくは第二十八条の三の二第三項（特化則第三十六条の五において準用する場合を含む。）、鉛則第五十二条の三第二項若しくは第五十二条の三の二第三項、特化則第三十六条の三第二項若しくは第三十六条の三の二第三項又は粉じん則第二十六条の三第二項若しくは第二十六条の三の二第三項に規定するときとする。

（令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所）

第五十二条の二十二 令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所は、屋内作業場等（屋内作業場及び有機則第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）とする。

（計画の届出等）

第八十六条 （略）

2 特化則第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

3 （略）

（様式の任意性）

第百条 法に基づく省令に定める様式（様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、鉛則様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十

（新設）

（令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所）

第五十二条の二十二 令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所は、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）とする。

（計画の届出等）

第八十六条 （略）

2 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第四十九条第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の十六の項から二十の三の項までの上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

3 （略）

（様式の任意性）

第百条 法に基づく省令に定める様式（様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二の二、様式第二十一号の七、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。

八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

〔様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。）様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。）様式第二号、電離則様式第二号及び様式第二号の二、石綿則様式第三号並びに除染則様式第三号を除く。）は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。〕

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)

第二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）以下「作環則」という。）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。）の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。 2 3 7 （略） 第二十八条の三の二 （略） 2 3 （略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、イ又はロに掲げる方法により、有機溶剤の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に依じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。 ただし、前項の規定による測定（当該測	第十三条の三 事業者は、第五条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の有機溶剤の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条及び第十八条の三において同じ。）の結果を第二十八条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。 2 3 7 （略） 第二十八条の三の二 （略） 2 3 （略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、有機溶剤の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に依じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸

定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）をロに掲げる方法により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における測定とすることができる。

イ 労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法

ロ 作環則第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であつて厚生労働大臣が定めるもの

二〇四（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずる場合において、同項の場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、前項第一号に定めるところにより、有機溶剤の濃度を測定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二〇三（略）

六〇七（略）

第二十八条の三の四 事業者は、第二十八条の三の二第四項第一号又は第五項第一号の規定により、同条第四項第一号ロに掲げる方法により有機溶剤の濃度を測定するときは、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 デザイン及びサンプリングの業務 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この号及び次号において「作環法」

用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。

ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

（新設）

（新設）

二〇四（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十八条第二項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により有機溶剤の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

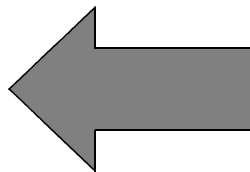
二〇三（略）

六〇七（略）

（新設）

という。)第二条第五号に規定する作業環境測定士であつて、作環則第六条第一項第五号若しくは第六号に定める事項について作環法第七条の登録を受けているもの又は作環則第五十二条第三号に定める事項について作環法第三十三条第一項の登録を受けている作環法第二条第八号に規定する作業環境測定機関若しくは個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて作環法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関	二 分析(解析を含む。)の業務 作環則別表第五号の作業場の種類について作環法第七条の登録を受けている作環法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士又は当該作業場の種類について作環法第三十三条第一項の登録を受けている作環法第二条第八号に規定する作業環境測定機関(当該機関に所属する作環法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士であつて、当該作業場の種類について作環法第七条の登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。)若しくは当該作業場の種類について作環法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関	2 前項第一号に定める者は、同号のサンプリング(当該者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。)の業務を行う場合には、作環則第三条の五のサンプリング補助者講習を修了した者に補助させることができる。	3 第一項第二号に定める者は、同号の分析(職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能検定に合格した者(以下この項において「一級化学分析技能士」という。)が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。)の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。
---	---	---	---

様式第二号の三（裏面）を次のように改める。



様式第2号の3（第28条の3の3関係）（裏面）

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、有機溶剤中毒予防規則第28条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④有機溶剤中毒予防規則第28条の3の2第4項第1号イ又はロに掲げる方法による測定の結果の記録の写し
 - ⑤有機溶剤中毒予防規則第28条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し

(鉛中毒予防規則の一部改正)

第三条 鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
第二十三条の三 事業者は、第五条から第十三条まで及び第十九条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の空气中における鉛の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）以下「作環則」という。）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。）の結果を第五十二条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュプル型換気装置を設けないことができる。 2 5 7 （略） 第五十二条の三の二 （略） 2・3 （略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、イ又はロに掲げる方法により、鉛の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知さ	第二十三条の三 事業者は、第五条から第十三条まで及び第十九条の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の空气中における鉛の濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。）の結果を第五十二条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びブッシュプル型換気装置を設けないことができる。 2 5 7 （略） 第五十二条の三の二 （略） 2・3 （略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、鉛の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負

せること。）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を口に掲げる方法により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における測定とすることができる。

イ 労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法

ロ 作業環境第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であつて厚生労働大臣が定めるもの

二（四）（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずる場合において、同項の場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第五十二条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、前項第一号に定めるところにより、鉛の濃度を測定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二・三（略）

6・7（略）

第五十二条の三の四 事業者は、第五十二条の三の二第四項第一号又は第五項第一号の規定により、同条第四項第一号ロに掲げる方法により鉛の濃度を測定するときは、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 デザイン及びサンプリングの業務 作業環境測定法（昭和五

人に請け負わせる場合にあつては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

（新設）

（新設）

二（四）（略）

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第五十二条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により鉛の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二・三（略）

6・7（略）

（新設）

十年法律第二十八号。以下この号及び次号において「作環法」という。）第二条第五号に規定する作業環境測定士であつて、作環則第六条第一項第五号若しくは第六号に定める事項について作環法第七条の登録を受けているもの又は作環則第五十二条第三号に定める事項について作環法第三十三条第一項の登録を受けている作環法第二条第八号に規定する作業環境測定機関若しくは個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて作環法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関

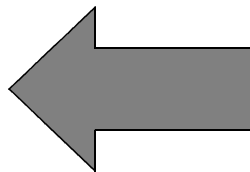
二 分析（解析を含む。）の業務 作環則別表第四号の作業場の種類について作環法第七条の登録を受けている作環法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士又は当該作業場の種類について作環法第三十三条第一項の登録を受けている作環法第二条第八号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する作環法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士であつて、当該作業場の種類について作環法第七条の登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。）若しくは当該作業場の種類について作環法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関

2 前項第一号に定める者は、同号のサンプリング（当該者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を行う場合には、作環則第三条の五のサンプリング補助者講習を修了した者に補助させることができる。

3 第一項第二号に定める者は、同号の分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能検定に合格した者（以下この項において「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。

[

様式第一号の四（裏面）を次のように改める。



様式第1号の4（第52条の3の3関係）（裏面）

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、鉛中毒予防規則第52条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④鉛中毒予防規則第52条の3の2第4項第1号イ又はロに掲げる方法による測定の結果の記録の写し
 - ⑤鉛中毒予防規則第52条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第四条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
第六条の三 事業者は、第四条第四項及び第五条第一項の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）以下「作環則」という。）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。）の結果を第三十六条の二第二項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。 2 5 7 （略） 第三十六条の三の二 （略） 2・3 （略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、イ又はロに掲げる方法（第三十六条の二第一項に規定する物のうち、令別表第三第一号3若しくは6又は同表第二号1、2、5から7まで、8の2から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25、27、27の2、30、31の2、33、34の3若しくは36に掲げる物以外のものの濃度の測定を行う場合にあつては、ロに	第六条の三 事業者は、第四条第四項及び第五条第一項の規定にかかわらず、発散防止抑制措置を講じた場合であつて、当該発散防止抑制措置に係る作業場の第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの濃度の測定（当該作業場の通常の状態において、法第六十五条第二項及び作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第三条の規定に準じて行われるものに限る。以下この条において同じ。）の結果を第三十六条の二第一項の規定に準じて評価した結果、第一管理区分に区分されたときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、当該発散防止抑制措置を講ずることにより、第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置及びプッシュプル型換気装置を設けないことができる。 2 5 7 （略） 第三十六条の三の二 （略） 2・3 （略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、特定化学物質の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の

（傍線部分は改正部分）

掲げる方法)により、特定化学物質の濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること(当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること)。ただし、前項の規定による測定(当該測定を実施していない場合(第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。))は、前条第二項の規定による測定)をロに掲げる方法により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における測定とすることができる。

イ 労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法

ロ 作環則第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法であつて厚生労働大臣が定めるもの

二・四 (略)

5 事業者は、前項の措置を講ずる場合において、同項の場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第三十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、前項第一号に定めるところにより、特定化学物質の濃度を測定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二・三 (略)

6 〽 9 (略)

第三十六条の三の四 事業者は、第三十六条の三の二第四項第一号又は第五項第一号の規定により、同条第四項第一号ロに掲げる方

一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること)。ただし、前項の規定による測定(当該測定を実施していない場合(第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。))は、前条第二項の規定による測定)を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

(新設)

(新設)

二・四 (略)

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第三十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により特定化学物質の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二・三 (略)

6 〽 9 (略)

(新設)

法により特定化学物質の濃度を測定するときは、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。	一 デザイン及びサンプリングの業務 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この号及び次号において「作業法」という。）第二条第五号に規定する作業環境測定士であつて、作業法第六条第一項第五号若しくは第六号に定める事項について作業法第七条の登録を受けているもの又は作業法第五十二条第三号に定める事項について作業法第三十三条第一項の登録を受けている作業法第二条第八号に規定する作業環境測定機関若しくは個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて作業法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関	二 分析（解析を含む。）の業務 当該事業者の作業場の属する作業法別表に掲げる作業場の種類について作業法第七条の登録を受けている作業法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士又は当該作業場の種類について作業法第三十三条第一項の登録を受けている作業法第二条第八号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する作業法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士であつて、当該作業場の種類について作業法第七条の登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。）若しくは当該作業場の種類について作業法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関	2 プリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を行う場合には、作業法第三条の五のサンプリング補助者講習を修了した者に補助させることができる。	3 第一項第二号に定める者は、同号の分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技
--	--	--	--	--

能検定に合格した者（以下この項において「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。

（特定有機溶剤混合物に係る測定等）

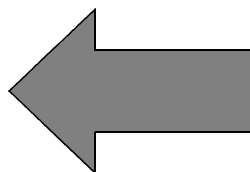
第三十六条の五 特別有機溶剤又は有機溶剤を含有する製剤その他の物（特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量（これらの物を二以上含む場合にあつては、それらの含有量の合計）が重量の五パーセント以下のもの及び有機則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物（特別有機溶剤を含有するものを除く。）を除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。この場合において、有機則第二十八条第二項中「当該有機溶剤の濃度」とあるのは「特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいう。以下同じ。）に含有される同令第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下「特別有機溶剤」という。）又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度（特定有機溶剤混合物が令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する場合にあつては、特別有機溶剤及び当該有機溶剤の濃度。以下同じ。）」と、同条第三項第七号、有機則第二十八条の三第二項、第二十八条の三の二第三項、第四項第一号及び第五項第一号並びに第二十八条の三の四第一項中「有機溶剤」とあるのは「特定有機溶剤混合物に含有される特別有機溶剤又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と、有機則第二十八条の三の二第四項第三号口中「有機溶剤作業主任者」とあるのは「特定化学物質作業主任者」と、有機則第二十八

（特定有機溶剤混合物に係る測定等）

第三十六条の五 特別有機溶剤又は有機溶剤を含有する製剤その他の物（特別有機溶剤又は有機溶剤の含有量（これらの物を二以上含む場合にあつては、それらの含有量の合計）が重量の五パーセント以下のもの及び有機則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物（特別有機溶剤を含有するものを除く。）を除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。）については、有機則第二十八条（第一項を除く。）から第二十八条の四までの規定を準用する。この場合において、有機則第二十八条第二項中「当該有機溶剤の濃度」とあるのは「特定有機溶剤混合物（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の五に規定する特定有機溶剤混合物をいう。以下同じ。）に含有される同令第二条第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下「特別有機溶剤」という。）又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤の濃度（特定有機溶剤混合物が令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤を含有する場合にあつては、特別有機溶剤及び当該有機溶剤の濃度。以下同じ。）」と、同条第三項第七号、有機則第二十八条の三第二項並びに第二十八条の三の二第三項、第四項第一号及び第五項第一号中「有機溶剤」とあるのは「特定有機溶剤混合物に含有される特別有機溶剤又は令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤」と、同条第四項第三号口中「有機溶剤作業主任者」とあるのは「特定化学物質作業主任者」と読み替えるものとする。

条の三の四第一項第二号中「作環則別表第五号の」とあるのは「当該事業者の作業場の属する作環則別表に掲げる」と読み替えるものとする。 (金属アーク溶接等作業に係る措置) 第三十八条の二十一 (略) 2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定により、当該作業場について、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。 3 12 (略)	(金属アーク溶接等作業に係る措置) 第三十八条の二十一 (略) 2 事業者は、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき、又は当該作業の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の定めるところにより、当該金属アーク溶接等作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定により、当該作業場について、空气中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならない。 3 12 (略)
---	---

様式第一号の四（裏面）を次のように改める。



様式第1号の4（第36条の3の3関係）（裏面）

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第4項第1号イ又はロに掲げる方法による測定の結果の記録の写し
 - ⑤特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し

(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第五条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
(報告の徴収) 第一条の二の二の十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要限度において、登録衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に 関し報告させることができる。 (登録基準) 第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 (略) 二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。 三 較正員が次のいずれかに該当する者であること。 イ 作業環境測定法第二条第五号に規定する作業環境測定士 ロ・ハ (略) 2 (略)	(報告の徴収) 第一条の二の二の十三 都道府県労働局長は、衛生工学衛生管理者講習の実施のため必要限度において、衛生工学衛生管理者講習機関に対し、衛生工学衛生管理者講習事務又は経理の状況に 関し報告させることができる。 (登録基準) 第十九条の二十四の四 厚生労働大臣は、第十九条の二十四の二の十六の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 (略) 二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。 三 較正員が次のいずれかに該当する者であること。 イ 作業環境測定法第二条第四号に規定する作業環境測定士 ロ・ハ (略) 2 (略)

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第六条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章 (略) 第二章 作業環境測定士等 第一節 (略) 第二節 指定試験機関(第三十一条―第四十三条の二) 第三節・第四節 (略) 第五節 登録サンプリング補助者講習機関(第五十一条の十一―第五十一条の二十五) 第三章・第四章 (略) 附則 (令第一条第二項第二号の厚生労働省令で定めるもの) 第一条 作業環境測定法施行令(以下「令」という。) 第一節 第一号の厚生労働省令で定めるものは、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十三条第二号又は第二号の二に掲げる作業場とする。 (令第一条第二項第一号の厚生労働省令で定めるもの) 第一条の二 令第一条第二項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第四十二条の五第一号及び第二号に規定する場合において、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場 二 労働安全衛生規則第四十二条の五第三号に規定するときに労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う作業場 (令第一条第二項第二号の厚生労働省令で定めるもの)	目次 第一章 (略) 第二章 作業環境測定士等 第一節 (略) 第二節 指定試験機関(第三十一条―第四十三条) 第三節・第四節 (略) (新設) 第三章・第四章 (略) 附則 (令第一条第二号の厚生労働省令で定める作業場) 第一条 作業環境測定法施行令(以下「令」という。) 第二号の厚生労働省令で定める作業場は、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第五十三条第二号又は第二号の二に掲げる作業場とする。 (新設)

(傍線部分は改正部分)

第一条の三 令第一条第二項第二号の厚生労働省令で定めるものは、労働安全衛生規則第四十二条の六に規定するときに作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行う作業場とする。

（法第二条第七号の厚生労働省令で定める機器）

第二条 法第二条第七号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器（以下「簡易測定機器」という。）以外の機器とする。

一 三 （略）

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項又は第六十五条の三第二項の規定により、法第二条第四号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。） 法第二条第五号に規定する作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）のうち、第六条第一項第一号又は

第四号に定める事項について登録を受けているもの

ロ 個人サンプリング法以外のもの 作業環境測定士（第六条第一項第六号に定める事項について登録を受けている第二種作業環境測定士を除く。）

二 分析（解析を含む。以下同じ。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 法第二条第六

（新設）

（法第二条第六号の厚生労働省令で定める機器）

第二条 作業環境測定法（以下「法」という。）第二条第六号の厚生労働省令で定める機器は、次に掲げる機器（以下「簡易測定機器」という。）以外の機器とする。

一 三 （略）

（作業環境測定の実施）

第三条 事業者は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場（以下「指定作業場」という。）について同条第二号に規定する作業環境測定（以下「作業環境測定」という。）を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。） 法第二条第四号に規定する作業環境測定士（以下「作業環境測定士」という。）のうち、個人サンプリング法につ

いて登録を受けているもの

ロ 個人サンプリング法以外のもの 作業環境測定士

二 分析（解析を含む。以下同じ。）は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析 法第二条第五

号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの

ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定士（第六条第一項第六号に定める事項について登録を受けている第二種作業環境測定士を除く。）

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第二条第八号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

イ 個人サンプリング法 第五十二条第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人サンプリング法について指定を受けている指定測定機関

ロ （略）

二 （略）

第三条の二 事業者は、労働安全衛生法第六十五条の三第一項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。

二 分析は、第一種作業環境測定士のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の二十一第二項及び第四項に規定する測定を行う場合においては、別表第四号の作業場の種類。次項第二号及び第六十一条の二第二号におい

号に規定する第一種作業環境測定士（以下「第一種作業環境測定士」という。）のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの

ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定士

2 事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（以下「作業環境測定機関」という。）又は法第三条第二項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関（以下「指定測定機関」という。）に委託すること。

イ 個人サンプリング法 個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関

ロ （略）

二 （略）

（新設）

2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は法第二条第三号に規定する個人ばく露測定（以下「個人ばく露測定」という。）に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。 二 分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関に委託すること。	第三条の三 事業者は、労働安全衛生法第六十五条の三第三項の規定により、指定作業場について作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。 二 分析は、測定を行うとする化学物質の分析方法に応じて、厚生労働大臣が定める要件を満たす者に実施させること。 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。	2 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。 一 デザイン及びサンプリングは、第五十二条第三号に定める事項について登録を受けている作業環境測定機関又は個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて指定を受けている指定測定機関に委託すること。 二 分析は、測定を行うとする化学物質の分析方法に応じて、前項第二号に規定する者が所属している作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。 第三条の四 法第四条第三項の厚生労働省令で定めるものは、労働
（新設）	（新設）	（新設）

安全衛生法第六十五条の第三項又は第三項の規定により、指定作業場について行う個人ばく露測定のうち、サンプリング（作業環境測定士がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）又は分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能検定に合格した者（次条において「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務とする。

第三条の五 法第四条第三項の厚生労働省令で定める者は、前条のサンプリングの業務については、都道府県労働局長（第五十一条の十第二項柱書に規定する場合にあつては、厚生労働大臣）の登録を受けた者が行う個人ばく露測定のサンプリングに関する補助者の講習（第五節において「サンプリング補助者講習」という。）を修了した者とし、分析の業務については、一級化学分析技能士とする。

（作業環境測定士の資格）

第五条 法第五条の厚生労働省令で定める労働衛生に関する実務に従事した経験は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる年数以上労働衛生の実務に従事した経験とする。

- 一 法第十五条第一号又は第十五条第三号、第三号の二、第四号若しくは第七号のいずれかに該当する者 一年
 - 二 法第十五条第二号又は第十五条第一号若しくは第五号のいずれかに該当する者 三年
 - 三 第十五条第六号に該当する者 四年
 - 四 第十五条第二号に該当する者 五年
 - 五 前各号のいずれにも該当しない者（次項第一号に該当する者を除く。） 八年
- 法第五条の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

（新設）

（作業環境測定士の資格）
第五条 （新設）

法第五条の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 第十五条第九号又は第十号の者（法第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）の全科目が免除された者を除く。）で、試験に合格し、法第五条の講習（以下「講習」という。）を修了したもの 二 試験の全科目が免除された者で、講習を修了したもの	三 （略） 四 その他厚生労働大臣が、前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定する者 3 前項第三号の規定による認定を受けようとする者は、同号イ又はロに該当することを証する書面を添えて、書面により、厚生労働大臣に申請しなければならない。	4 第二項第三号又は第四号の規定による認定は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類を定めて行うものとする。	第五条の二 前条第二項の規定にかかわらず、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校（以下「大学等」という。）のうち厚生労働大臣の登録を受けたものにおいて、法第二条第七号に規定する第二種作業環境測定士（以下「第二種作業環境測定士」という。）となるために必要な知識及び技能を付与する科目として次に掲げるものを修めて卒業し（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は訓練を修了した者は、第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。 一 六 （略） 第五条の二の二 第五条第二項及び前条の規定にかかわらず、個人
---	--	---	---

（新設） 一 法第五条の作業環境測定士試験（以下「試験」という。）の全科目が免除された者で、同条の講習（以下「講習」という。）を修了したもの	二 （略） 三 その他厚生労働大臣が、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定する者 2 前項第二号の規定による認定を受けようとする者は、同号イ又はロに該当することを証する書面を添えて、書面により、厚生労働大臣に申請しなければならない。	3 第一項第二号又は第三号の規定による認定は、作業環境測定士の種別及びその種別が第一種作業環境測定士である場合にあつては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類を定めて行うものとする。	（新設） 第五条の二 前条第一項の規定にかかわらず、学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校（以下「大学等」という。）のうち厚生労働大臣の登録を受けたものにおいて、法第二条第六号に規定する第二種作業環境測定士（以下この条において「第二種作業環境測定士」という。）となるために必要な知識及び技能を付与する科目として次に掲げるものを修めて卒業し（当該科目を修めて専門職大学前期課程を修了した者である場合を含む。）、又は訓練を修了した者は、第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。 一 六 （略）
--	--	---	--

ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者であつて、試験に合格していないもの（第五条第二項第二号から第四号まで及び前条に該当しない者を含む。）は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有するものとする。

（登録）

第五条の三 第五条の二の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

2・3 （略）

（登録基準）

第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならぬ。

一 （略）

二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

科目 (略)	条件 (略)
作業環境について行うデザイン及び	一 (略) 二 第五条第二項第三号イ又はロに該当する者で、第一種作業環境測定士となる資格を有するもの

（登録）
第五条の三 前条の登録（以下この条から第五条の十四までにおいて単に「登録」という。）は、第五条の五第一項第一号に規定する該当科目を開設しようとする大学等の設置者の申請により行う。

2・3 （略）

（登録基準）

第五条の五 厚生労働大臣は、第五条の三の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、第一号に規定する該当科目を開設する事業年度の初日にその登録をしなければならぬ。

一 （略）

二 教員等の資格及び専任の教員等の数は、次に定めるところによること。

イ 教員等は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。

科目 (略)	条件 (略)
作業環境について行うデザイン及び	一 (略) 二 第五条第一項第二号イ又はロに該当する者で、第一種作業環境測定士となる資格を有するもの

サンプリング及び作業環境の評価	三 (略)
(略)	(略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

2 (略)

(変更の届出)

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)
第五条の八の規定による第五条の五第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更した年月日
(略)	(略)

(登録事項)

第六条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一・二 (略)

サンプリング及び作業環境の評価	三 (略)
(略)	(略)

ロ・ハ (略)

三 (略)

2 (略)

(変更の届出)

第五条の八 登録大学等は、第五条の五第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(公示)

第五条の十四 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)	(略)
第五条の八の規定による第五条の五第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略) 二 変更する年月日
(略)	(略)

(登録事項)

第六条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

一・二 (略)

三 第五条第二項第三号又は第四号に掲げる者で、同条第四項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類	三 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者で、同条第三項の規定によりその種別が第一種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類
四 第五条第二項第三号又は第四号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者 個人 五 次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者 個人 ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること	四 第五条第一項第二号又は第三号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者 個人 人サンプリング法を行うことができること (新設)
イ 法別表第一第一種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号又は同表第二種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第二号に掲げる科目のうち個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関するものを修了した者 ロ 試験に合格した者(第五条第二項第二号に該当する者を含む。)であつて、第五条の二の二の厚生労働大臣が定める者に該当するもの	(新設)
ハ 第五条第二項第三号又は第四号に掲げる者及び第五条の二の規定により第二種作業環境測定士としての資格を有する者 六 第五条の二の二の規定により個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士となる資格を有する者 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができること	(新設)
2 (略)	2 (略)
第七条 (登録の申請) 2 法第九条第二項の厚生労働省令で定める書類は、法第十六条第一項の合格証(以下「合格証」という。)若しくはその写し、同条第二項の講習修了証(以下「講習修了証」という。)若しくはその写し及び第五条第一項の労働衛生の実務に従事した経験を有する者又は第五条の二に規定する者にあつては、これらに代わるべき書面)の法第九条第二項の規定による提示	第七条 (登録の申請) 2 法第十六条第一項の合格証(以下「合格証」という。)及び同条第二項の講習修了証(以下「講習修了証」という。)(第五条第一項各号に該当する者又は第五条の二に規定する者にあつては、これらに代わるべき書面)の法第九条第二項の規定による提示

することを証する書類又はこれらに代わるべき書類とする。

(登録証の書換え)

第九条 作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条第二項に規定する旧姓を使用した氏名若しくは通称について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書(様式第三号)に登録証及び書換えの理由を証する書類を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。)を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 (略)

3 前項の場合においては、作業環境測定士は、第七条第二項に規定する書類その他の書換えの理由に応じてこれを証する書類を所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用)

第十三条の二 法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が同条第一項に規定する登録事務(以下「登録事務」という。)を行う場合における第七条、第九条、第十条及び前条の規定の適用については、第七条第一項中「申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、第九条第一項中「当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。))を経由して厚生労働大臣」とあり、同条第二項、第十条及び前条中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、並びに第九条第三項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「指定登録機関」とする。

は、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長に対して行わなければならない。

(登録証の書換え)

第九条 作業環境測定士は、法第七条第二号に掲げる事項又は第六条第二項に規定する旧姓を使用した氏名若しくは通称について変更が生じたときは、遅滞なく、作業環境測定士登録証書換申請書(様式第三号)に登録証及び書換えの理由を証する書類を添えて、当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。)を経由して厚生労働大臣に提出し、登録証の書換えを受けなければならない。

2 (略)

3 前項の場合においては、作業環境測定士は、書換えの理由を証する合格証及び講習修了証(第五条第一項各号に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を所轄都道府県労働局長に提示しなければならない。

(指定登録機関が登録事務を行う場合における規定の適用)

第十三条の二 法第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)が同条第一項に規定する登録事務(以下「登録事務」という。)を行う場合における第七条、第九条、第十条及び前条の規定の適用については、第七条第一項中「申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、同条第二項中「申請者の住所を管轄する都道府県労働局長」とあり、第九条第一項中「当該作業環境測定士の住所を管轄する都道府県労働局長(以下この款において「所轄都道府県労働局長」という。))を経由して厚生労働大臣」とあり、同条第二項、第十条及び前条中「所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣」とあり、並びに第九条第三項中「所轄都道府県労働局長」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(受験資格)

第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）

三 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

三の二 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第七に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者

四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六に定めるところにより行われるもの（職業

(受験資格)

第十五条 法第十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者（機構により学士の学位を授与された者（当該課程を修めた者に限る。）若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後五年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三 機構により学士の学位を授与された者（理科系統の正規の課程を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

三の二 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第七に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

四 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める専門課程又は同令第三十六条の二第二項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六に定めるところにより行われるもの（職業

能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。第六号において「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（次号及び第十七条第十二号において「昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者

五 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の普通訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。第十七条第十二号において「昭和五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修

能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成五年労働省令第一号。第六号において「平成五年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第三の二に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十年労働省令第二十三号）による改正前の職業訓練法施行規則（次号及び第十七条第十二号において「昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第九条第一項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後一年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

五 職業能力開発促進法施行規則第九条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第二に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第三に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和六十年改正前の職業訓練法施行規則別表第一の普通訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後三年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号。第十七条第十二号において「昭和五十三年改正省令」という。）附則第二条第一項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成五年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程及び旧職業訓練法第九条第一項の専修訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修

了した者

七 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検
定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能
検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関す
る知識であるものに限る。）に合格した者

八～十 （略）

（試験の免除）

第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する
者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及
び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を
免除する。

一～十九 （略）

二十 試験に合格した者（第五条第二項第三号又は第四号の規定
による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）
分析の技術に関する科目を除く全科目

二十一 （略）

（変更の届出）

第十七条の七 登録試験免除講習機関は、第十七条の四第二項第二
号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以
内に、登録試験免除講習機関登録事項変更届出書（様式第四号の
六）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十 登録試験免除講習機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は

了した者で、その後四年以上労働衛生の実務に従事した経験を
有するもの

七 職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる検
定職種のうち、一級、二級又は単一等級の技能検定（当該技能
検定において必要とされる知識が主として理学又は工学に関す
る知識であるものに限る。）に合格した者で、その後一年以上
労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

八～十 （略）

（試験の免除）

第十七条 法第十四条第三項の厚生労働省令で定める資格を有する
者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第一種試験及
び第二種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を
免除する。

一～十九 （略）

二十 試験に合格した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定
による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）
分析の技術に関する科目を除く全科目

二十一 （略）

（変更の届出）

第十七条の七 登録試験免除講習機関は、第十七条の四第二項第二
号又は第三号の事項を変更しようとするときは、変更しようとし
る日の二週間前までに、登録試験免除講習機関登録事項変更届出
書（様式第四号の六）を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十七条の十 登録試験免除講習機関は、毎事業年度経過後三月以
内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は

収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

（登録の取消し等）

第十七条の十三 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十七条の六から第十七条の九まで、第十七条の十第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 五 (略)

（公示）

第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)		(略)
第十七条の七の規定による第十七条の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略)	二 (略)
第十七条の七の規定による第十七条	一・二 (略)	三 変更した年月日

収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 (略)

（登録の取消し等）

第十七条の十三 厚生労働大臣は、登録試験免除講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて試験免除講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 (略)

二 第十七条の六から第十七条の九まで、第十七条の十第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 五 (略)

（公示）

第十七条の十六 厚生労働大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

(略)		(略)
第十七条の七の規定による第十七条の四第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	一 (略)	二 (略)
第十七条の七の規定による第十七条	一・二 (略)	三 変更する年月日

の四第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。 (略)	
(講習の免除) 第二十五条 講習を修了した者（第五条第二項第三号又は第四号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るもの及び個人ばく露測定に係るものを除く。）を免除する。	(講習の免除) 第二十五条 講習を修了した者（第五条第一項第二号又は第三号の規定による認定を受けた者及び第五条の二に規定する者を含む。）に対しては、法別表第一の下欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものを除く。）を免除する。
第五節 登録サンプリング補助者講習機関	(新設)
(登録の申請) 第五十一条の十 第三条の五の登録（以下この節において「登録」という。）は、サンプリング補助者講習を行おうとする者の申請により行う。	(新設)
2 登録の申請をしようとする者は、登録サンプリング補助者講習機関登録申請書（様式第十五号の三）に次の書類を添えて、当該者がサンプリング補助者講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長（サンプリング補助者講習を行おうとする場所が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣。以下この節において「所轄都道府県労働局長等」という。）に提出しなければならない。	
一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書	
二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し	
三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類	
四 次の事項を記載した書類	

イ 申請者が法人である場合は、その役員の氏名及び略歴 ロ サンプリング補助者講習の業務を管理する者の氏名及び略歴	ハ サンプリング補助者講習の講師の氏名、略歴及び担当するサンプリング補助者講習の講習科目	ニ サンプリング補助者講習に用いる機械器具その他の設備の種類、数、性能及びそれらの所有又は借入れの別	ホ サンプリング補助者講習の業務以外の業務を行つておりときは、その業務の種類及び概要	ヘ イからホまでに掲げるもののほか、第五十一条の十二第一項各号の要件に適合していることを証する事項	(欠格条項) 第五十一条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。 一 法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 二 第五十一条の二十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの	(登録基準) 第五十一条の十二 所轄都道府県労働局長等は、第五十一条の十の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一 次に掲げるサンプリング補助者講習を行うために必要な機械器具その他の設備を有し、これを用いてサンプリング補助者講習を行うものであること。	(新設)	(新設)
---	--	--	--	---	---	--	-----------------	-----------------

イ	試料採取機器
ロ	分粒装置
二	サンプリング補助者講習が次に掲げる講習科目について、厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。
イ	化学物質管理概論
ロ	個人ばく露測定概論
ハ	サンプリングに関する知識
ニ	労働衛生関係法令
ホ	サンプリング
三	サンプリング補助者講習の講師が、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること。
講習科目	条件
化学物質管理概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
個人ばく露測定概論	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリングに関する知識	一 作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有するもの

労働衛生 関係法令	一 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者（機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は専門職大学前期課程を修了した者を含む。）であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリ ング	一 作業環境測定士であつて三年以上個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実務に従事した経験を有するもの 二 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
四	サンプリング補助者講習の業務を管理する者が置かれていること。
2	登録は、登録サンプリング補助者講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。
一	登録年月日及び登録番号
二	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三	事務所の名称及び所在地
(登録の更新)	
第五十一条の十三	登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
2	前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(実施義務等)	
第五十一条の十四	登録を受けた者（以下この節において「登録サ
(新設)	
(新設)	

ンプリング補助者講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載したサンプリング補助者講習の実施に関する計画を作成し、サンプリング補助者講習受講申込書（様式第十五号の四）を提出してサンプリング補助者講習を受けようとする者に対し、当該計画に従つて公正にサンプリング補助者講習を行わなければならない。	一 サンプリング補助者講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項	二 サンプリング補助者講習の講師の氏名 2 登録サンプリング補助者講習機関は、毎事業年度開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、サンプリング補助者講習実施計画届出書（様式第十五号の五）に前項の規定により作成した計画を添えて、所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	3 登録サンプリング補助者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、サンプリング補助者講習実施計画変更届出書（様式第十五号の六）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。	4 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を修了した者に対し、遅滞なく、サンプリング補助者講習修了証（様式第十五号の七）を交付しなければならない。	5 前項の者は、サンプリング補助者講習修了証を損傷し、又は滅失したときは、サンプリング補助者講習修了証再交付申請書（様式第十五号の八）に損傷したサンプリング補助者講習修了証（サンプリング補助者講習修了証を滅失したときは、その事実を記載した書類）を添えて、サンプリング補助者講習修了証の交付を受けたサンプリング補助者講習機関（サンプリング補助者講習機関がサンプリング補助者講習の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録が効力を失つた場合を含む。）にあつては、第五十一条の二十四第一項に規定する所轄都道府県労働局長）に
--	--	---	--	--	--

提出し、サンプリング補助者講習修了証の再交付を受けることができる。

6 登録サンプリング補助者講習機関は、毎事業年度経過後一月以内に、その事業年度に実施したサンプリング補助者講習の結果について、サンプリング補助者講習実施結果報告書（様式第十五号の九）にサンプリング補助者講習の修了者の氏名、生年月日、住所及びサンプリング補助者講習修了証の番号を記載したサンプリング補助者講習修了者一覧を添えて、所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。

（変更の届出）

第五十一条の十五 登録サンプリング補助者講習機関は、第五十一条の十二第二項第二号又は第三号の事項を変更したときは、変更した日から二週間以内に、登録サンプリング補助者講習機関登録事項変更届出書（様式第十五号の十）を所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。

（新設）

（業務規程）

第五十一条の十六 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習の業務の開始の日の二週間前までに、次の事項を記載したサンプリング補助者講習の業務に関する規程を定め、登録サンプリング補助者講習機関業務規程届出書（様式第十五号の十一）に当該規程を添えて、所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（新設）

- 一 サンプリング補助者講習の実施方法
- 二 サンプリング補助者講習に関する料金
- 三 前号の料金の収納の方法に関する事項
- 四 サンプリング補助者講習の講師の選任及び解任に関する事項
- 五 サンプリング補助者講習の講習科目及び時間に関する事項
- 六 サンプリング補助者講習修了証の発行に関する事項
- 七 サンプリング補助者講習の業務に関する帳簿及び書類の保存

八	八 サンプリング補助者講習の実施に関する計画に関する事項	
九	九 第五十一条の十八第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項	
十	十 前各号に掲げるもののほか、サンプリング補助者講習の業務に関し必要な事項	
2	2 登録サンプリング補助者講習機関は、前項後段の規定により変更の届出をしようとするときは、登録サンプリング補助者講習機関業務規程変更届出書（様式第十五号の十二）を所轄都道府県労働局長等に提出しなければならない。	
(業務の休廃止の届出)		(新設)
第五十一条の十七	登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、サンプリング補助者講習業務休廃止届出書（様式第十五号の十三）を所轄都道府県労働局長等に届け出なければならない。	
(財務諸表等の備置き及び閲覧等)		(新設)
第五十一条の十八	登録サンプリング補助者講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。	
2	2 サンプリング補助者講習を受けようとする者その他の利害関係人は、登録サンプリング補助者講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録サンプリング補助者講習機関の定め	
一	た費用を支払わなければならない。 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求	
二	前号の書面の謄本又は抄本の請求	
三	財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当	

該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書類の交付の請求

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(適合命令)

第五十一条の十九 所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリグ補助者講習機関が第五十一条の十二第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録サンプリグ補助者講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条の二十 所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリグ補助者講習機関が第五十一条の十四第一項の規定に違反していると認めるときは、その登録サンプリグ補助者講習機関に対し、サンプリグ補助者講習を行うべきこと又はサンプリグ補助者講習の実施方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十一条の二十一 所轄都道府県労働局長等は、登録サンプリン

(新設)

(新設)

(新設)

グ補助者講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第五十一条の十一第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	二 第五十一条の十四（第五項を除く。）から第五十一条の十七まで、第五十一条の十八第一項又は次条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに第五十一条の十八第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 前二条の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により登録を受けたとき。	（帳簿の作成と保存） 第五十一条の二十二 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を行ったときは、サンプリング補助者講習の修了者の氏名、生年月日、修了年月日及びサンプリング補助者講習修了証の番号を記載した帳簿を備え、サンプリング補助者講習の業務の廃止（登録の取消し及び登録の失効を含む。）に至るまで保存しなければならない。	2 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習を行ったときは、次の事項を記載した帳簿を備え、これを記載の日から五年間保存しなければならない。 一 サンプリング補助者講習の講習科目及び時間 二 サンプリング補助者講習を行った年月日 三 サンプリング補助者講習の講師の氏名及びその者の資格に関する事項	四 サンプリング補助者講習の結果 五 その他サンプリング補助者講習に関し必要な事項 3 登録サンプリング補助者講習機関は、サンプリング補助者講習
--	---	---	---	---

（新設）

の業務を廃止した場合（登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。）には、第一項の帳簿を所轄都道府県労働局長等に引き渡さなければならない。

（報告の徴収）

第五十一条の二十三 所轄都道府県労働局長等は、サンプリング補助者講習の実施のため必要限度において、登録サンプリング補助者講習機関に対し、サンプリング補助者講習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

（新設）

（所轄都道府県労働局長によるサンプリング補助者講習の実施）

第五十一条の二十四 所轄都道府県労働局長（サンプリング補助者講習を行おうとする場所を管轄する都道府県労働局長をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、その管轄区域内に登録を受ける者がいない場合、第五十一条の十七の規定によるサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止の届出があつた場合、第五十一条の二十一の規定により登録を取り消し、若しくは登録サンプリング補助者講習機関に対しサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は登録サンプリング補助者講習機関が天災その他の事由によりサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合その他必要があると認める場合は、当該サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

（新設）

2 登録サンプリング補助者講習機関は、前項の規定により所轄都道府県労働局長がサンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行う場合には、次の事項を行わなければならない。

一 所轄都道府県労働局長に当該サンプリング補助者講習の業務並びに当該サンプリング補助者講習の業務に関する帳簿及び書類を引き継ぐこと。

二 その他所轄都道府県労働局長が必要と認める事項

(公示)

第五十一条の二十五 所轄都道府県労働局長等は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければならない。

登録をしたとき。	一 登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	二 サンプリング補助者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
	三 登録した年月日
第五十一条の十五の規定による	一 変更前及び変更後の登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第五十一条の十二第二項第二号の事項の変更の届出があつたとき。	二 変更した年月日
第五十一条の十五の規定による	一 登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称
第五十一条の十二第二項第三号の事項の変更の届出があつたとき。	二 変更前及び変更後のサンプリング補助者講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
	三 変更した年月日
第五十一条の十七の規定による届出があつたとき。	一 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
	二 休止し、又は廃止するサンプリング補

(新設)

	第五十一条の二十一の規定により登録を取り消し、又はサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長がサンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	前条第一項の規定により所轄都道府県労働局長が自ら行つていたサンプリング補助者講習の業務の全部又は一
助者講習の業務の範囲 三 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間	一 登録サンプリング補助者講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 登録を取り消し、又はサンプリング補助者講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じたサンプリング補助者講習の業務の範囲及びその期間	一 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二 行うものとするサンプリング補助者講習の業務の範囲及びその期間	一 サンプリング補助者講習の業務の全部又は一部を行わないものとした年月日 二 行わないものとしたサンプリング補助者講習の業務の範囲

部を行わないも
のとするとき。

(登録事項)

第五十二条 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 作業環境測定機関になろうとする者が個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる場合にあっては、その旨

(登録の基準)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあっては、第六条第一項第一号又は第四号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

二・三 (略)

四 作業環境測定機関になろうとする者が個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行おうとする場合にあっては、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

五 (略)

(業務規程の記載事項)

第五十九条 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 (略)

一の二 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができる場合にあっては、個人ばく露測定に係るデザイン

(登録事項)

第五十二条 法第三十三条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

(登録の基準)

第五十四条 法第三十三条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業環境測定機関になろうとする者が個人サンプリング法を行おうとする場合にあっては、第六条第一項第一号に定める事項について登録を受けている作業環境測定士が置かれること。

二・三 (略)

(新設)

四 (略)

(業務規程の記載事項)

第五十九条 法第三十四条の二第三項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 (略)

(新設)

及びサンプリングに関する事項

二〇六 (略)

(作業環境測定の実施)

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一項第一号又は第四号に定める事項について登録を受けているもの

ロ (略)

二 (略)

第六十一条の二 作業環境測定機関は、第三条の二第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。

二 分析は、第一種作業環境測定士のうち、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているものに実施させること。

第六十一条の三 作業環境測定機関は、第三条の三第二項の規定に

より事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、作業環境測定士のうち、第六条第一項第五号又は第六号に定める事項について登録を受けているものに実施させること。

二〇六 (略)

(作業環境測定の実施)

第六十一条 作業環境測定機関は、第三条第二項の規定により事業者の委託を受けて作業環境測定を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者に実施させること。

イ 個人サンプリング法 作業環境測定士のうち、第六条第一項第一号に規定する事項について登録を受けているもの

ロ (略)

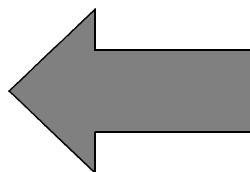
二 (略)

(新設)

(新設)

二 分析は、第三条の三第一項第二号に規定する者に実施させること。	
(証票) 第六十七条 (略) 2 法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則様式第二十一号の二の二による。	(証票) 第六十七条 (略) 2 法第四十一条第二項において準用する法第三十九条第二項の証票は、労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)様式第二十一号の二の二による。
別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係) 一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場	別表 作業場の種類(第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係) 一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の3に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第三十四号の三に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場
二五 (略)	二五 (略)

様式第一号を次のように改める。



様式第 1 号（第 7 条関係）

作業環境測定士登録申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

(ふりがな) 氏 名				
①	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (い ず れ か を ○ で 囲 む)		有 / 無	
	併記を希望する 氏 名 又 は 通 称			
② 生 年 月 日		年 月 日		
③ 住 所		郵便番号 () 電話 ()		
④ 登録を受けようとする 作業環境測定士の 種別	第一種 第二種 作業環境測定士	⑥ 登録を受けよ うとする作業 環境測定法施 行規則別表に 掲げる作業場	1	第 1 号の作業場
⑤ 個人サンプリング法 の実施の有無	有 ・ 無		2	第 2 号の作業場
⑦ 個人ばく露測定に係 るデザイン及びサン プリングの実施の有 無等	有 ・ 無	3	第 3 号の作業場	
⑧ 合 格 し た 試 験	第一種 第二種 作業環境測定士試験	4	第 4 号の作業場	
⑨ 試 験 の 全 部 が 免 除 される理由	合格証番号			
⑩ 修 了 し た 講 習	第一種 第二種 作業環境測定士講習	5	第 5 号の作業場	
⑪ 修了した講習におい て選択した分析の実 務に関する科目	講習修了証番号			
⑫ 労働衛生の実務に従 事した経験	1 別表第 1 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 2 別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 3 別表第 3 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 4 別表第 4 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 5 別表第 5 号の作業場の作業環境について行う分析の実務			
⑬ 試験に合格し、かつ、 講習を修了した者であ つて労働衛生に関する 実務に従事した経験を 有するものと同様以上 の能力を有すると認め られる理由				

私は、上記により作業環境測定士の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

- 1 精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 作業環境測定法第12条第2項の規定により、登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 作業環境測定法又は労働安全衛生法（これらに基づく命令を含む。）の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

年 月 日

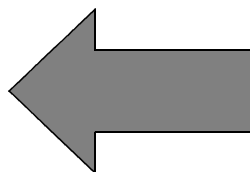
氏名

厚生労働大臣 殿
指定登録機関

備考

- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあつては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
- 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあつては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 4 ①欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 5 ④欄、⑧欄及び⑩欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、⑤欄は「有」及び「無」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 6 ⑥欄は④欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、⑪欄は⑩欄において「第一種」の文字を○で囲んだ者が、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
- 7 ⑦欄は、次の（1）から（3）までに掲げる者に該当する場合は、それぞれ次に定める項目を○で囲むこと。
 - （1）作業環境測定法施行規則第6条第1項第5号に掲げる区分に該当する者 「有」
 - （2）作業環境測定法施行規則第6条第1項第6号に掲げる区分に該当する者 「有」及び「限定有り」
 - （3）上記（1）及び（2）に該当しない者 「無」
- 8 ⑨欄は、例えば「医師」、「薬剤師」等と記入すること。
- 9 ⑫欄に記入した場合には、労働衛生の実務に従事した経験を有すること及びその年数を証する書類を添付すること。
- 10 ⑬欄は、作業環境測定法施行規則第5条第2項、第5条の2又は第5条の2の2の規定により作業環境測定士となる資格を有する者は、当該資格を有する理由について記入すること。例えば、「厚生労働大臣から、別表第1号の作業場について作業環境測定を行うことができる第一種作業環境測定士となることのできる」との認定を受けた。」等と記入すること。
- 11 提出の際には、登録を受けることができる事実を証する書類を添付すること。

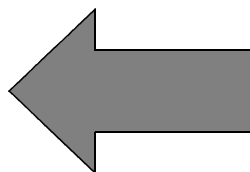
様式第二号を次のように改める。



様式第 2 号(第 8 条関係)

作業環境測定士登録証	
氏名	
登録年月日	年 月 日
登録番号	
作業環境測定士の種別	第一種 作業環境測定士 第二種
(	)
作業環境測定法第七条の登録を行ったことを証する。	
年 月 日	
厚生労働大臣 氏名 指定登録機代表者 氏名	
[印]	
備考	登録の申請時等に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
年 月 日生	

様式第三号を次のように改める。



様式第3号（第9条、第10条関係）

書 換
作業環境測定士登録証 申請書
再交付

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

登 録 番 号			
(ふ り が な) 氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所	郵便番号 () 電 話 ()		
書換え又は再交付の理由			
変 更 内 容	変更前		
	変更後		

年 月 日

申請者

厚生労働大臣
指定登録機関 殿

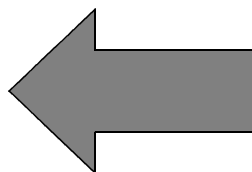
備考

- 1 厚生労働大臣が登録事務を行う場合には、申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあっては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定登録機関が登録事務を行う場合には、当該登録機関に提出すること。この場合にあっては、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けるとともに、当該登録機関の登録事務規程の定めるところにより手数料を納付すること。
- 3 1及び2の場合において、登録免許税の額が3万円以下の場合にあっては、領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 4 標題中「書換」及び「再交付」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 5 「書換え又は再交付の理由」の欄は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる事項のうちから該当するものを記入すること。
 - (1) 書換えの申請 氏名、旧姓を使用した氏名又は通称（以下「旧姓等」という。）及び作業環境測定士の種別の変更並びに個人サンプリング法を行うことができること、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングを行うことができること及び作業環境測定を行うことができる作業場の種類の追加
 - (2) 再交付の申請 登録証の損傷又は滅失
- 6 「変更内容」の欄は、次の事項を記入すること。
 - (1) 旧姓等の併記を希望する場合は、「変更内容」の「変更後」の欄に旧姓等を記入すること。併記された旧姓等の削除を希望する場合には、「変更内容」の「変更前」の欄に削除を希望する旧姓等を記入すること。
 - (2) 作業環境測定士の種別、個人サンプリング法の実施の有無、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限定した実施の有無の変更又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の追加による書換えの申請の場合は、その変更前後の内容を記

入すること。

- 7 氏名又は旧姓等の変更による書換えの申請の場合には、登録証及び書換えの理由を証する書類を添付すること。
- 8 7の書換えの申請の場合以外の書換えの申請の場合には、登録証を添付し、かつ、合格証又はその写し、講習修了証又はその写し、労働衛生の実務に従事した経験を有することを証する書類その他の書換えの理由に応じてこれを証する書類を提出すること。
- 9 登録証の損傷による再交付の申請の場合には登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合にはその事実を記載した書類を添付すること。

様式第三号の二を次のように改める。



様式第3号の2(第56条の2関係)

収 入 印 紙
〔消印して
はならな
い。〕

作業環境測定機関承継届出及び登録証書換申請書

① 承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
② 承継者の住所	郵便番号 () 電話 ()
③ 承継年月日	年 月 日
④ 承継の理由	1 事業の全部譲渡 2 相続 3 合併 4 分割
⑤ 作業環境測定の業務を行うための事務所の所在地	
⑥ 個人サンプリング法の実施の有無	1 有 2 無
⑦ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無	1 有 2 無
⑧ 作業環境測定を行うことができる作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場
⑨ 被承継者の登録番号	第 号
⑩ 被承継者の登録年月日	年 月 日
⑪ 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
⑫ 被承継者の住所	郵便番号 () 電話 ()
⑬ 被承継者に関する登録証の添付の有無	1 有 2 無

上記により作業環境測定機関の地位の承継を届出します。なお、次の事項には該当して

いません。

- 1 労働安全衛生法若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して、2年を経過しない者
- 2 登録の基準に適合しなくなったこと等により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 法人で、その業務を行う役員のうちに上記1又は2に該当する者があるもの
年 月 日

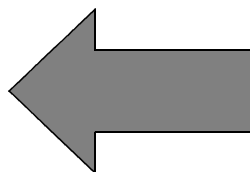
申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。
- 2 ④欄は、承継の理由について、⑥欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、⑦欄は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無について、⑧欄は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について、⑬欄は、被承継者に関する登録証の添付の有無について、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 提出の際には、承継の理由を証する書面を添付すること。

様式第四号の六を次のように改める。



様式第 4 号の 6（第17条の 7 関係）

登録試験免除講習機関登録事項変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
届 出 者 の 住 所		郵便番号（ ） 電話 （ ）
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 し た 年 月 日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

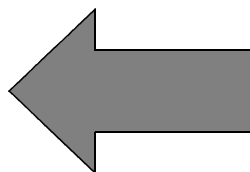
届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿

備考

- 1 法人の代表者の氏名を変更した場合にあつては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第五号を次のように改める。



作業環境測定士試験受験申請書

収入印紙
（消印しては
ならない。）

① 受けようとする試験	1 第一種作業環境測定士試験 2 第二種作業環境測定士試験		
② 選択する分析の技術に関する科目	1 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の技術 2 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の技術 3 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の技術 4 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の技術 5 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の技術		
(ふりがな) ③ 氏 名		④生年月日	年 月 日
⑤ 住 所	郵便番号 () 電話 ()		
⑥ 受 験 希 望 地			
受験資格	⑦学 歴		
	⑧そ の 他		
⑨ 免除を受けることができる試験の科目			
⑩ 添 付 書 類			

年 月 日
氏 名
厚生労働大臣 殿
指定試験機関

（第一種
第二種 作業環境測定士試験受験整理票）

受 験 地	※	写真欄
受験番号	※	
(ふりがな) 氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月撮影
住 所	郵便番号 () 電話番号 ()	
受験科目		
備 考	※	

（第一種
第二種 作業環境測定士試験受験票）

受 験 地	※	受験番号	※
(ふりがな) 氏 名			
生年月日	年 月 日		
受験科目			
試験日時	※		
試 験 場	※		
備 考	※		

注意 受験の際は必ず本票を持参して下さい

様式第5号（第19条関係）（裏面）

備考

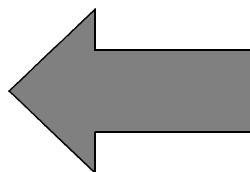
- 1 厚生労働大臣が試験事務を行う場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。また、裏面には、郵便番号、住所及び氏名を記入し、郵便切手を貼り付けること。
- 2 指定試験機関が試験事務を行う場合には、当該指定試験機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定試験機関の試験事務規程の定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 3 ①欄及び②欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 ⑦欄は、「〇〇大学〇〇学科を〇年〇月卒業」のように具体的に記入すること。該当する学歴がない場合は「なし」と記入する。
- 5 ⑧欄は、「8年以上の労働衛生の実務に従事した経験を有する」、「環境計量士（濃度関係）」等のように具体的に記入すること。
- 6 ⑨欄に記入した場合には、免除を受けることができることを証する書面を添付すること。
- 7 写真欄には申請前6月以内に撮影した上三分身、正面、脱帽、縦30ミリメートル横24ミリメートルの写真を、その裏面に氏名を記入して、貼り付けること。なお、※印の欄は、記入してはならないこと。

郵便はがき

郵便切手

殿

様式第六号を次のように改める。



第 号

作業環境測定士試験合格証

住所

氏名

あなたは、作業環境測定法第十四条の規定により
合格したことを証します。

年 月 日

年

月に実施した第一種第二種作業環境測定士試験（

年

月

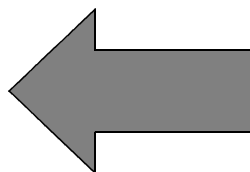
日生

）に

厚生労働大臣 氏名
指定試験機関代表者 氏名



様式第七号を次のように改める。



作業環境測定士試験合格証再交付申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① 合格証番号		② 合格証発行年月日	
③ (ふりがな) 氏 名		④ 生 年 月 日	年 月 日
⑤ 住 所	郵便番号() 電話 ()		
⑥ 合格した試験	1 第一種作業環境測定士試験 2 第二種作業環境測定士試験		
⑦ 合格した試験 において選択 した分析の技 術に関する科 目	1 別表第 1 号の作業場の作業環境について行う分析の技術 2 別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術 3 別表第 3 号の作業場の作業環境について行う分析の技術 4 別表第 4 号の作業場の作業環境について行う分析の技術 5 別表第 5 号の作業場の作業環境について行う分析の技術		
⑧ 再交付を受け ようとする理 由	1 合格証の損傷 2 合格証の滅失		

私は、上記により合格証の再交付を受けたいので申請します。

年 月 日

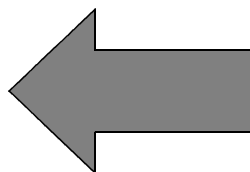
氏名

厚生労働大臣
指定試験機関 殿

備考

- 1 厚生労働大臣が試験事務を行つている場合には申請者の住所を管轄する都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 2 指定試験機関が試験事務を行う場合には、当該指定試験機関に提出すること。この場合にあつては、当該指定試験機関の試験事務規程の定めるところにより手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 3 ⑥欄及び⑧欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 ⑦欄は、⑥欄において 1 を○で囲んだ者が該当する番号を○で囲むこと。
- 5 合格証の損傷による再交付の申請の場合には、合格証を添付すること。
- 6 合格証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

様式第八号を次のように改める。



講習
作業環境測定士 受講申請書
研修

収入印紙
(消印しては
ならない。)

(ふりがな) 氏 名	
①	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (い ず れ か を ○ で 囲 む)
併記を希望する 氏名又は通称	
② 生 年 月 日	年 月 日
③ 住 所	郵便番号() 電話 ()
④ 受けようとする科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人ばく露測定に係るものに限る。） 4 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。） 5 別表第 1 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第 3 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第 4 号の作業場の作業環境について行う分析の実務 9 別表第 5 号の作業場の作業環境について行う分析の実務
⑤ 受けようとする講習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習
⑥ 受 講 資 格	
⑦ 添 付 書 類	

年 月 日

氏名

都道府県労働局長 殿
登録講習機関

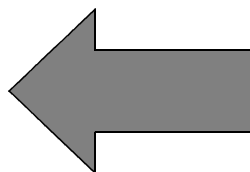
備考

- 1 標題中「講習」及び「研修」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 2 都道府県労働局長が行う講習又は研修に申し込む場合には、都道府県労働局長に提出すること。この場合にあつては、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- 3 登録講習機関が行う講習又は研修に申し込む場合には、当該登録講習機関に提出すること。この場合にあつては、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、

手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。

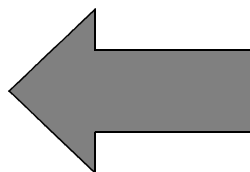
- 4 ①欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 5 ④欄及び⑤欄は、該当する番号を○で囲むこと。ただし、④欄の2については、同欄の2及び4の両方を選択する者又は同欄の4に係る講習を既に受講した者に限り選択でき、同欄の3については、同欄の3及び4の両方を選択する者又は同欄の4に係る講習を既に受講した者に限り選択できること。
- 6 ⑤欄及び⑥欄は、研修を受けようとする者は記入しないこと。
- 7 ⑥欄は、例えば「第一種作業環境測定士試験（別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の技術）に合格」等と記入し、当該記入した事実を証する書面を添付すること。

様式第九号を次のように改める。



備考	第 号	作業環境測定士講習修了証
受講の申請時に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。		住所 氏名
	あなたは、 年 月に実施した作業環境測定法第五条の第一種作業環境測定士講習（ したことを証します。	年 月 日生
	年 月 日	
	都道府県労働局長 氏名 登録講習機関 代表者 氏名	
		印

様式第十号を次のように改める。



様式第10号(第28条、第69条関係)

作業環境測定士 講習 修了証再交付申請書
研修

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① 修了証番号		② 修了証発行 年 月 日	
(ふりがな) 氏 名			
③	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いづれかを○で囲む)		
	併記を希望する 氏名又は通称		
④ 生 年 月 日	年 月 日		
⑤ 住 所	郵便番号() 電話 ()		
⑥ 修了した講習	第一種 作業環境測定士講習 第二種		
⑦ 受講した科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法に係るものに限る。) 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人ばく露測定に係るものに限る。) 4 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。) 5 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 9 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務		
⑧ 再交付を受けようとする理由	1 修了証の損傷 2 修了証の滅失		

年 月 日

氏名

都道府県労働局長 殿
登録講習機関

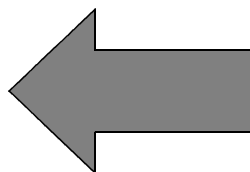
備考

- 1 標題中「講習」及び「研修」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 2 都道府県労働局長に提出する場合には、手数料に相当する額の収入印紙を収入印

紙欄に貼り付けること。

- 3 登録講習機関に提出する場合には、当該登録講習機関の業務規程に定めるところにより、手数料を納付し、収入印紙は貼らないこと。
- 4 ③欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- 5 ⑥欄は、「第一種」及び「第二種」のうち、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 6 ⑦欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 7 修了証の損傷による再交付の申請の場合には、修了証を添付すること。
- 8 修了証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

様式第十一号を次のように改める。



様式第11号(第40条関係)

試験結果報告書

試験実施年月日

	合計	第一種作業環境測定士試験	第二種作業環境測定士試験	第一種作業環境測定士試験の分析の技術に関する科目					
				別表 第一号	別表 第二号	別表 第三号	別表 第四号	別表 第五号	合計
受験申請者数									
受験者数									
合格者数									
免除者数	—	—	—						

年 月 日

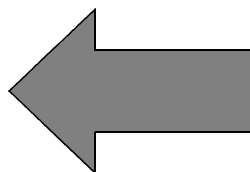
指定試験機関

代表者 氏名

厚生労働大臣 殿

備考 合格者の氏名、生年月日、住所、合格証の番号、合格した試験の第一種試験又は第二種試験の別及び選択した分析の技術に関する科目（第一種作業環境測定士試験に合格した者に係るものに限る。）を記載した、合格者一覧を添付すること。

様式第十二号を次のように改める。



登録講習機関登録申請書

収入印紙 〔消印しては〕 〔ならない。〕

① 登 録 番 号	
② 登 録 年 月 日	年 月 日
③ 申請者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
④ 申 請 者 の 住 所	郵便番号（ ） 電話（ ）
⑤ 事務所の名称及び所在地	
⑥ 講習又は研修を実施する場所	
⑦ 実 施 す る 講 習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習
⑧ 実施する講習の科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人ばく露測定に係るものに限る。） 4 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。） 5 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 9 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務
⑨ 実施する研修の科目	

年 月 日

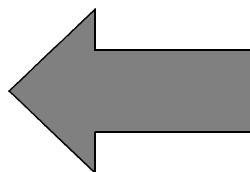
申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 講習又は研修を実施する場所を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、講習又は研修を実施する場所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には厚生労働大臣に提出すること。
- 登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。
- 登録の更新の申請を行う場合には、手数料に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けること。
- ①欄及び②欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。
- ⑦欄及び⑧欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第十二号の二を次のように改める。



様式第12号の2（第45条の2関係）

登録講習機関登録事項変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
届 出 者 の 住 所		郵便番号（ ） 電 話 （ ）
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 し た 年 月 日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

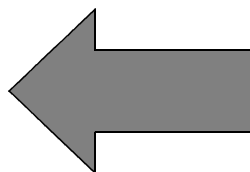
届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 法人の代表者の氏名を変更した場合にあつては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- 3 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第十三号を次のように改める。



様式第13号（第46条関係）

登録講習機関業務規程届出書

① 登 録 番 号	
② 届出者の氏名 又は名称	
③ 届出者の住所	郵便番号（ ） 電話 （ ）
④ 業務開始予定 年月日	
⑤ 実施する講習	1 第一種作業環境測定士講習 2 第二種作業環境測定士講習
⑥ 実施する講習 の科目	1 労働衛生管理の実務 2 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法に係るものに限る。） 3 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人ばく露測定に係るものに限る。） 4 作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。） 5 別表第1号の作業場の作業環境について行う分析の実務 6 別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の実務 7 別表第3号の作業場の作業環境について行う分析の実務 8 別表第4号の作業場の作業環境について行う分析の実務 9 別表第5号の作業場の作業環境について行う分析の実務
⑦ 実施する研修 の科目	

年 月 日

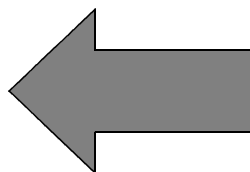
届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 ⑤欄及び⑥欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第十四号を次のように改める。



様式第14号(第48条関係)

登録講習機関業務規程変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称		
届 出 者 の 住 所		郵便番号 () 電 話 ()
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更しようとする年月日		
変 更 の 理 由		

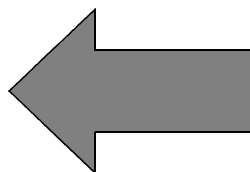
年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

様式第十五号を次のように改める。



様式第15号(第49条関係)

講習
研修
結 果 報 告 書

講習又は研修 の実施年月日	
------------------	--

	講習又は研修 の合計	第一種 作業環境測定 士講習	第二種 作業環境測定 士講習	講習又は研修の科目									合 計
申込者数													
受講者数													
修了者数													

年 月 日

登録講習機関

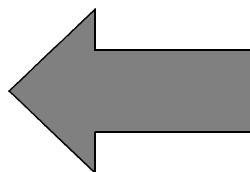
代表者 氏名

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 標題中「講習」及び「研修」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 3 講習修了者又は研修修了者の氏名、生年月日、住所、講習修了証又は研修修了証の番号及び修了した講習又は研修の科目を記載した、講習修了者一覧又は研修修了者一覧を添付すること。

様式第十五号の二を次のように改める。



様式第15号の2 (第51条の6 関係)

登 録 状 況 報 告 書

報告対象期間	年	月	日から
	年	月	日まで

[illegible]

	作業環境測定法施行規則第6条第2項関係														
登録証の再交付の件数															
登録証の返納の件数															
当該四半期において登録を受けている者の人数															

年 月 日

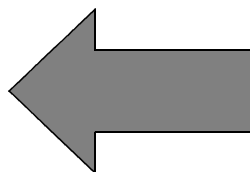
指定登録機関

代表者 氏名

厚生労働大臣 殿

備考 作業環境測定法施行規則第6条第1項関係の登録事項等の変更については、当該変更によつて新たに登録された個人サンプリング法の実施の有無、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無及び作業環境測定を行うことができる作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場の種類について、その件数を記入すること。

様式第十五号の二の次に次の十一様式を加える。



様式第15号の3（第51条の10関係）

登録サンプリング補助者講習機関登録申請書

① 登 録 番 号	
② 登 録 年 月 日	年 月 日
③ 申請者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
④ 申 請 者 の 住 所	郵便番号（ ） 電話（ ）
⑤ 事務所の名称及び所在地	
⑥ サンプリング補助者講習を実施する場所	

年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 サンプリング補助者講習を実施する場所を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、サンプリング補助者講習を実施する場所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には厚生労働大臣に提出すること。
- 2 登録番号及び登録年月日の欄は、登録の更新を行う場合に限り、記入すること。

サンプリング補助者講習受講申請書

①	(ふりがな) 氏 名	
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (い ず れ か を ○ で 囲 む)	有 / 無
	併記を希望する 氏名又は通称	
②	生 年 月 日	年 月 日
③	住 所	郵便番号() 電話 ()

年 月 日

氏名

都 道 府 県 労 働 局 長 殿
登録サンプリング補助者講習機関

備考

- 1 都道府県労働局長が行うサンプリング補助者講習に申し込む場合には、当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 登録サンプリング補助者講習機関が行うサンプリング補助者講習に申し込む場合には、当該登録サンプリング補助者講習機関に提出すること。
- 3 ①欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

様式第15号の5（第51条の14関係）

サンプリング補助者講習実施計画届出書

登 録 番 号	
届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称	
届 出 者 の 住 所	郵便番号（ ） 電話 （ ）
事 業 年 度	年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都 道 府 県 労 働 局 長

備考

厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

様式第15号の6（第51条の14関係）

サンプリング補助者講習実施計画変更届出書

登 録 番 号		
届 出 者 の 氏 名 又 は 名 称		
届 出 者 の 住 所		郵便番号（ ） 電 話 （ ）
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 し よ う と す る 年 月 日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

第 号	サンプリング補助者講習修了証
住所	
氏名	
あなたは、	
年	年に実施した作業環境測定法施行規則第三条の五のサンプリング補助者講習を修了したことを証します。
月	
日	
都 道 府 県 労働 局 長 氏名	
登録サンプリング補助者講習機関 代表者 氏名	
	印

備考 受講の申請時に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

様式第15号の8 (第51条の14関係)

サンプリング補助者講習修了証再交付申請書

① 修了証番号		② 修了証発行 年 月 日	
③	(ふりがな) 氏 名		
	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 (いづれかを○で囲む)	有 / 無	
	併記を希望する 氏名又は通称		
④ 生 年 月 日	年 月 日		
⑤ 住 所	郵便番号() 電話 ()		
⑥ 再交付を受け ようとする 理 由	1 修了証の損傷 2 修了証の滅失		

年 月 日

氏名

都 道 府 県 労 働 局 長 殿
登録サンプリング補助者講習機関

備考

- ③欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無を○で囲むこと。併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入すること。
- ⑥欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- サンプリング補助者講習修了証の損傷による再交付の申請の場合には、損傷したサンプリング補助者講習修了証を添付すること。
- サンプリング補助者講習修了証の滅失による再交付の申請の場合には、その事実を記載した書面を添付すること。

様式第15号の9（第51条の14関係）

サンプリング補助者講習実施結果報告書

登 録 番 号		登録年月日		
報告者の氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表者の氏名				
報 告 者 の 住 所	郵便番号（ ） 電話 （ ）			
報 告 対 象 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで			
講 習 の 名 称	実施年月日	実施場所	受講者数	修了者数
サンプリング補助者講習				

年 月 日

報告者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 サンプリング補助者講習の修了者の氏名、生年月日、住所及びサンプリング補助者講習修了証の番号を記載したサンプリング補助者講習修了者一覧を添付すること。
- 3 この報告書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第 15 号の 10（第 51 条の 15 関係）

登録サンプリング補助者講習機関登録事項変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
届 出 者 の 住 所		郵便番号（ ） 電話 （ ）
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 し た 年 月 日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 法人の代表者の氏名を変更した場合にあつては、変更後の代表者の略歴を記載した書面を添付すること。
- 3 この届出書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

様式第15号の11(第51条の16関係)

登録サンプリング補助者講習機関業務規程届出書

① 登 録 番 号	
② 届出者の氏名 又は名称	
③ 届出者の住所	郵便番号() 電話 ()
④ 業務開始予定 年月日	

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考

厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

様式第15号の12(第51条の16関係)

登録サンプリング補助者講習機関業務規程変更届出書

登 録 番 号		
届出者の氏名又は名称		
届 出 者 の 住 所		郵便番号 () 電 話 ()
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
変更しようとする年月日		
変 更 の 理 由		

年 月 日

届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考

厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

様式第15号の13（第51条の17関係）

サンプリング補助者講習業務休廃止届出書

1	登 録 番 号	
2	届出者の氏名又は名称	
3	届 出 者 の 住 所	郵便番号（ ） 電話 （ ）
4	（休止・廃止）しようとする業務の範囲	
5	（休止・廃止）年月日	
6	休 止 の 期 間	
7	（休止・廃止）の理由	

年 月 日

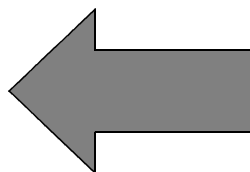
届出者

厚 生 労 働 大 臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた登録サンプリング補助者講習機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 4 欄、5 欄及び7 欄中（ ）内は、該当しない文字を抹消すること。

様式第十六号を次のように改める。



様式第16号（第53条関係）

作業環境測定機関登録申請書

収入印紙
〔消印しては
ならない。〕

① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		② 業務開始予定 年月日	年 月 日
③ 住 所	郵便番号（ ） 電話（ ）		
④ 個人サンプリング法の実施の有無	有 無		
⑤ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無	有 無		
⑥ 登録を受けようとする作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場		
⑦ 個人サンプリング法について登録を受けた作業環境測定士の氏名、登録年月日及び登録番号			
⑧ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて登録を受けた作業環境測定士の氏名、登録年月日及び登録番号			
⑨ 第一種作業環境測定士の氏名、登録年月日、登録番号及び登録を受けた作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場			
⑩ 作業環境測定に使用する機器及び設備			
⑪ 作業環境測定の業務を行うための事務所の所在地			

上記により作業環境測定機関の登録を受けたいので申請します。なお、次の欠格事項には該当していません。

- 1 労働安全衛生法若しくは作業環境測定法又はこれらに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- 2 登録の基準に適合しなくなつたこと等により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 法人で、その業務を行う役員のうちに上記1又は2に該当する者があるもの

年 月 日

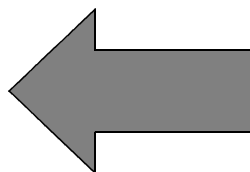
申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。ただし、事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣に提出すること。
- 2 登録の申請を行う場合には、登録免許税を国に納付し、その領収証書を裏面に貼り付けること。なお、登録免許税の額が3万円以下の場合にあつては、前記の領収証書の貼り付けに代えて、当該登録免許税の額に相当する額の収入印紙を収入印紙欄に貼り付けることができる。
- 3 ④欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 ⑤欄は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。
- 5 ⑥欄は、作業環境測定を行うことができる作業場の種類について、該当する番号を○で囲むこと。
- 6 ⑦欄は、④欄で「有」を選択した場合に、⑧欄は、⑤欄で「有」を選択した場合に記入すること。
- 7 ①欄、③欄及び⑦欄から⑪欄までに記入した事実を証する書面を添付すること。

様式第十八号を次のように改める。



書 換 申 請 書
作業環境測定機関登録証
再交付

収入印紙
〔消印して
はならな
い。〕

登 録 番 号		
氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
住 所	郵便番号() 電 話 ()	
書換え又は再交付の理由		
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	

年 月 日

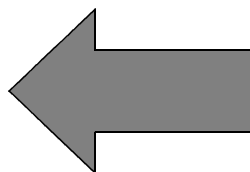
申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 標題中「書換」及び「再交付」は、いずれか該当する文字を○で囲むこと。
- 2 「書換え又は再交付の理由」の欄は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に掲げる事項のうちから該当するものを記載すること。
 - (1) 書換への申請 氏名、名称、法人の代表者の氏名、住所、個人サンプリング法の実施の有無、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更
 - (2) 再交付の申請 登録証の損傷又は滅失
- 3 「変更内容」の欄は、個人サンプリング法の実施の有無、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無又は作業環境測定を行うことができる作業場の種類の変更による書換への申請の場合は、その変更前後の内容を記入すること。
- 4 書換への申請の場合には、登録証及び書換への理由を証する書面を添付すること。
- 5 登録証の損傷による再交付の申請の場合には登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合にはその事実を記載した書面を添付すること。

様式第二十号を次のように改める。



様式第20号(第58条関係)

作業環境測定機関業務規程届出書

① 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名		
② 住 所	郵便番号() 電話 ()	
③ 個人サンプリング法の実施の有無	有 無	
④ 個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無	有 無	
⑤ 作業環境測定法施行規則別表に掲げる作業場	1 第1号の作業場 2 第2号の作業場 3 第3号の作業場 4 第4号の作業場 5 第5号の作業場	
⑥ 業務規程を定めた日	年 月 日	

年 月 日

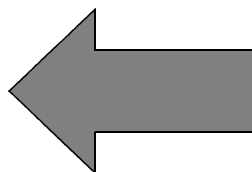
届出者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考

- 1 厚生労働大臣の登録を受けた作業環境測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。
- 2 ③欄は、個人サンプリング法の実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 ④欄は、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングの実施の有無について、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 ⑤欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第二十一号を次のように改める。



様式第21号（第60条関係）

作業環境測定機関業務規程変更届出書

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名	
住 所	郵便番号（ ） 電 話（ ）
変 更 の 内 容	
変 更 し た 日	年 月 日
変 更 の 理 由	

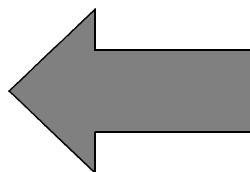
年 月 日

申請者

厚生労働大臣 殿
都道府県労働局長

備考 厚生労働大臣の登録を受けた作業環境測定機関にあつては厚生労働大臣に、都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関にあつては当該都道府県労働局長に提出すること。

様式第二十二号を次のように改める。



第 号

作業環境測定士研修修了証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、作業環境測定法第四十四条第一項に規定する研修を修了したことを証します。

年 月 日

都道府県労働局長 氏名
登録講習機関 代表者 氏名



備考 受講の申請時に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

(粉じん障害防止規則の一部改正)

第七条 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
第二十六条の三の二（略） 2・3（略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、イ又はロに掲げる方法により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）をロに掲げる方法により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における測定とすることができる。 イ 労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行う方法 ロ 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号。以下「作環則」という。）第三条第一項第一号イに規定する個人サンプリング法において用いられる方法その他の方法で	第二十六条の三の二（略） 2・3（略） 4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法による測定（以下この条において「個人サンプリング測定等」という。）により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。）は、前条第二項の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。 （新設） （新設）

（傍線部分は改正部分）

あつて厚生労働大臣が定めるもの

二・四 (略)

5 事業者は、前項の措置を講ずる場合において、同項の場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、前項第一号に定めるところにより、粉じんの濃度を測定し、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二・三 (略)

6・7 (略)

第二十六条の三の四 事業者は、第二十六条の三の二第四項第一号又は第五項第一号の規定により、同条第四項第一号ロに掲げる方法により粉じんの濃度を測定するときは、次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 デザイン及びサンプリングの業務 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下この号及び次号において「作環法」という。）第二条第五号に規定する作業環境測定士であつて、作環法第六条第一項第五号若しくは第六号に定める事項について作環法第七条の登録を受けているもの又は作環法第五十二条第三号に定める事項について作環法第三十三条第一項の登録を受けている作環法第二条第八号に規定する作業環境測定機関若しくは個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて作環法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関

二 分析（解析を含む。）の業務 作環法別表第一号の作業場の種類について作環法第七条の登録を受けている作環法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士又は当該作業場の種類について作環法第三十三条第一項の登録を受けている作環法第二

二・四 (略)

5 事業者は、前項の措置を講ずべき場所について、第一管理区分又は第二管理区分と評価されるまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第二十六条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により粉じんの濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

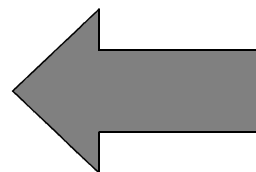
二・三 (略)

6・7 (略)

（新設）

条第八号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する作業法第二条第六号に規定する第一種作業環境測定士であつて、当該作業場の種類について作業法第七条の登録を受けているものが当該分析を行う場合に限る。）若しくは当該作業場の種類について作業法第三条第二項ただし書の規定による指定を受けている機関	2 前項第一号に定める者は、同号のサンプリング（当該者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）の業務を行う場合には、作業法第三条の五のサンプリング補助者講習を修了した者に補助させることができる。 3 第一項第二号に定める者は、同号の分析（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定の試験科目に含まれる分析方法により行うものであり、かつ、当該技能検定に合格した者（以下この項において「一級化学分析技能士」という。）が所属する事業場で採取された試料に係るものに限る。）の業務を行う場合には、一級化学分析技能士に補助させることができる。
--	---

様式第五号（裏面）を次のように改める。



様式第5号（第26条の3の3関係）（裏面）

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、粉じん障害防止規則第26条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第1号イ又はロに掲げる方法による測定の結果の記録の写し
 - ⑤粉じん障害防止規則第26条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第八条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）	作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）	作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
	第五十条の規定による帳簿の保存 第五十一条の十八第一項の規定による財務諸表等の備置き 第五十一条の二十二第一項の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の保存	第五十条の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第一項の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の保存	第五十条の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第一項の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の保存 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の保存
表二、表四（略）		表二、表四（略）	
別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）	作業環境測定法施行規則	作業環境測定法施行規則	作業環境測定法施行規則
	第五十条の規定による帳簿の作成 第五十一条の二十二第一項の規定による帳簿の記載 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の記載	第五十条の規定による帳簿の作成 第五十一条の二十二第一項の規定による帳簿の記載 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の記載	第五十条の規定による帳簿の作成 第五十一条の二十二第一項の規定による帳簿の記載 第五十一条の二十二第二項の規定による帳簿の記載
別表第三（第八条及び第九条関係）		別表第三（第八条及び第九条関係）	

(略)	(略)
作業環境測定法施行規則	第十七条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
(略)	第五十一条の十八第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

(略)	(略)
作業環境測定法施行規則	第十七条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
(略)	第五十一条の十八第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
(略)	(略)

表二（略）

(略)	(略)
作業環境測定法施行規則	第十七条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写
(略)	(新設)
(略)	(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

表一

(略)	(略)
作業環境測定法施行規則	第十七条の十第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
(略)	(新設)
(略)	(略)

表二（略）

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第九条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(化学物質評価室及び環境改善・ばく露対策室) 第三十九条 (略) 2・3 (略) 4 環境改善・ばく露対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 有害物に係る労働安全衛生法第六十五条から第六十五条の三までに規定する作業環境測定に関すること(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。) 三・四 (略) 5 (略)	(化学物質評価室及び環境改善・ばく露対策室) 第三十九条 (略) 2・3 (略) 4 環境改善・ばく露対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 (略) 二 有害物に係る労働安全衛生法第六十五条に規定する作業環境測定に関すること(労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。) 三・四 (略) 5 (略)

（有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の廃止）

第十条 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第四十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第四条から第七条まで、第十条、第十一条及び第十四条の規定は、令和八年八月一日から、第十条並びに附則第三条、第八条、第九条、第十二条及び第十三条の規定は、令和八年九月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に提出されている第二条の規定による改正前の有機溶剤中毒予防規則様式第二号の三、第三条の規定による改正前の鉛中毒予防規則様式第一号の四、第四条の規定による改正前の特定化学物質障害予防規則様式第一号の四及び第七条の規定による改正前の粉じん障害防止規則様式第五号は、それぞれこの省令の規定による改正後の様式とみなす。

2 この省令の施行の際現に提出されている第六条の規定による改正前の作業環境測定法施行規則（以下「旧作環則」という。）様式第一号、第二号、第三号、第三号の二、第四号の六、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十二号の二、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の二、第十六号、第十八号、第二十号、第二十一号及び第二十二号は、同条の規定による改正後の作業環境測定法施行規則（以下「新作環則」という。）の様式とみなす。

3 この省令の施行の際現にある前項に規定する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（廃止前令和六年改正省令の準備行為に関する経過措置）

第三条 この条の施行の際現に第十条の規定による廃止前の有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（以下「廃止前令和六年改正省令」という。）附則第三条第二項の規定による登録を受けている者（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）については、廃止前令和六年改正省令は、令和八年九月一日から、当該登録を受けた日から起算して五年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、旧登録個人ばく露測定講習機関については、同項の期間内は、第二条から第四条

まで及び第七条の規定による改正後の有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則及び粉じん障害防止規則の規定並びに前項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前令和六年改正省令第五条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「なお効力を有する令和六年改正後旧登録省令」という。）第一条の二の四十四の二十の規定は、適用しない。

（個人ばく露測定に係る講習に関する経過措置）

第四条 旧登録個人ばく露測定講習機関が、令和八年九月一日前に、廃止前令和六年改正省令附則第四条第二項の規定により行つた、廃止前令和六年改正省令第五条の規定による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「令和六年改正後旧登録省令」という。）第一条の二の四十四の十七第一項のデザイン等講習（同日以後に、なお効力を有する令和六年改正後旧登録省令附則第四条第二項又はなお効力を有する令和六年改正後旧登録省令第一条の二の四十四の二十一第一項の規定により行う、なお効力を有する令和六年改正後旧登録省令第一条の二の四十四の十七第一項のデザイン等講習を含む。以下「旧デザイン等講習」という。）は、新作環則第六条第一項第五号イに規定する個人

ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに関する科目（以下「新個人ばく露測定講習」という。）とみなす。

2 旧登録個人ばく露測定講習機関が、令和八年九月一日前に、廃止前令和六年改正省令附則第四条第二項の規定により行った、令和六年改正後旧登録省令第一条の二の四十四の十七第一項のサンプリング講習（同日以後に、なお効力を有する令和六年改正後旧登録省令附則第四条第二項又はなお効力を有する令和六年改正後旧登録省令第一条の二の四十四の二十一第一項の規定により行う、なお効力を有する令和六年改正後旧登録省令第一条の二の四十四の十七第一項のサンプリング講習を含む。以下「旧サンプリング講習」という。）は、新作環則第三条の五に規定するサンプリング補助者講習（以下「サンプリング補助者講習」という。）とみなす。

（個人ばく露測定に係る講習を修了したことを証する修了証に関する経過措置）

第五条 廃止前令和六年改正省令附則第四条第三項の規定により令和八年八月三十一日までに交付が行われた、旧デザイン等講習を修了したことを証する修了証（同年九月一日以後に、旧登録個人ばく露測定講習機関が、なお効力を有する令和六年改正後旧登録省令附則第四条第三項又はなお効力を有する令和六年改

正後旧登録省令第一条の二の四十四の二十一第四項の規定により交付する修了証を含む。次条において同じ。）は、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号。以下「作環法」という。）第十六条第二項の規定により交付する新個人ばく露測定講習を修了したことを証する講習修了証とみなす。

第六条 廃止前令和六年改正省令附則第四条第三項の規定により令和八年八月三十一日までに交付が行われた、旧サンプリング講習を修了したことを証する修了証は、新作環則第五十一条の十四第四項の規定により交付するサンプリング補助者講習修了証とみなす。

（作業環境測定士及び作業環境測定機関に関する準備行為）

第七条 作業環境測定士が施行日前に旧デザイン等講習を修了した場合（附則第九条第一項の規定による新個人ばく露測定講習を修了した場合を含む。）における登録証の書換え（新作環則第六条第一項第五号に定める事項に関するものに限る。）の申請は、施行日前においても、新作環則第九条第二項及び第三項の規定の例により行うことができる。

2 作業環境測定機関が新作環則第五十二条第三号に定める事項について変更しようとする場合における、当該作業環境測定機関の登録証の書換えの申請は、施行日前においても、作業環境測定法施行規則（以下

「作環則」という。）第五十六条第二項の規定の例により行うことができる。

3 前項の場合における作環法第三十四条の二第一項の業務規程の変更（新作環則第五十九条第一号の二に定める事項の変更に限る。）の届出は、施行日前においても、作環則第六十条の規定の例により行うことができる。

4 新作環則第五十二条第三号に定める事項について作環法第三十二条第一項の登録を受けようとする者は、施行日前においても、作環則第五十三条の規定の例により、同項の登録を申請することができる。

5 前項の申請により登録を受けた者は、施行日前においても、作環則第五十八条の規定の例により、新作環則第五十九条第一号の二に定める事項を定めて業務規程の届出をすることができる。

（新個人ばく露測定講習に関する準備行為）

第八条 作環法第三十二条第一項の規定により新個人ばく露測定講習に係る登録を受けようとする者は、施行日前においても、作環則第四十四条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 都道府県労働局長（前項の者が新個人ばく露測定講習を行おうとする場所が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣。第四項において「都道府県労働局長等」という。）は、前項

の規定により登録の申請があつた場合は、施行日前においても、作環法第三十二条第二項並びに同条第三項において準用する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十六条第二項及び第四項の規定の例により、その登録をしなければならない。この場合において、当該登録は、施行日以後は、作環法第三十二条第一項の登録とみなす。

3 前項の登録を受けた者は、施行日前においても、作環法第四十五条の二、第四十六条、第四十八条、第四十八条の二及び第四十九条の規定の例により、新個人ばく露測定講習の実施に関する計画に関する事項を定める業務規程を届け出ることその他の新個人ばく露測定講習を実施するに当たって必要な行為（以下この項において「届出等」という。）をすることができる。この場合において、当該届出等は、施行日以後は、それぞれ作環法第四十五条の二、第四十六条、第四十八条、第四十八条の二及び第四十九条の規定による届出等とみなす。

4 都道府県労働局長等は、施行日前においても、作環法第三十二条第三項の規定により準用する労働安全衛生法第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。）及び第五十三条の二、作環法第四十二条第二項並びに作環法第五十一条の規定の例により、第二項の登録を受けた者に対し、その登録

の要件に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることその他の必要な行為（以下この項において「命令等」という。）をすることができる。この場合において、当該命令等は、施行日以後は、それぞれ作環法第三十二条第三項の規定により準用する労働安全衛生法第五十二条、第五十二条の二、第五十三条第一項（第四号を除く。）及び第五十三条の二、作環法第四十二条第二項並びに作環則第五十一条の規定による命令等とみなす。

第九条 前条第二項の登録を受けた者は、施行日前においても、作環法第三十二条第六項の規定の例により、同項の計画を作成し、新個人ばく露測定講習を実施しなければならない。

2 前条第二項の登録を受けた者は、前項の規定により新個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、作環法第十六条第二項の規定及び新作環則様式第九号の例により、講習修了証を交付しなければならぬ。この場合において、当該講習修了証は、施行日以後は、同項の講習修了証とみなす。

3 第一項の規定により実施された講習を修了した者は、前項の規定により交付された講習修了証を損傷し、又は滅失したときは、施行日前においても、作環則第二十八条の規定の例により、講習修了証の再交付を受けることができる。

4 前条第二項の登録を受けた者は、第一項の規定により新個人ばく露測定講習を実施した場合には、施行日前においても、作環則第五十条及び第五十条の二の規定の例により、帳簿の作成、保存及び引継ぎ等を行わなければならない。

（新作環則第六条第一項第五号又は第六号に掲げる区分に該当する者の登録等に関する準備行為）

第十条 施行日前においても、新作環則第六条第一項第五号又は第六号に掲げる区分に該当する者（附則第十四条に規定する者を除く。）は、新作環則第七条の規定の例により、作環法第七条の登録を申請することができる。

2 新作環則第五条の二の二の厚生労働大臣が定める者であつて、作環法第七条の登録を受けているものは、施行日前においても、新作環則第九条第二項及び第三項の規定の例により、新作環則第六条第一項第五号に定める事項について、登録証の書換えを受けることができる。

（指定登録機関に関する準備行為）

第十一条 作環則第五十一条の五第五号に規定する事項（新作環則第六条第一項第五号及び第六号に定める事項に限る。）に係る作環則第五十一条の九において準用する作環則第三十六条又は第三十八条の規定に

よる申請は、施行日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

- 2 前項の申請を行った指定登録機関が作環法第三十二条の二第四項において読み替えて準用する作環法第二十五条第一項の規定により認可を受けた場合に、当該指定登録機関が交付する登録証は、施行日前においても、新作環則様式第二号によるものとする。

（サンプリング補助者講習に関する準備行為）

- 第十二条 新作環則第三条の五の登録を受けようとする者は、施行日前においても、新作環則第五十一条の十の規定の例により、その申請を行うことができる。

- 2 都道府県労働局長（前項の者がサンプリング補助者講習を行おうとする場所が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合には、厚生労働大臣。第四項において「都道府県労働局長等」という。）は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新作環則第五十一条の十一及び第五十一条の十二の規定の例により、その登録をしなければならない。この場合において、当該登録は、施行日以後は、新作環則第三条の五の登録とみなす。

- 3 前項の登録を受けた者は、施行日前においても、新作環則第五十一条の十四第二項及び第三項並びに第

五十一条の十五から第五十一条の十七までの規定の例により、サンプリング補助者講習の実施に関する計画の届出その他のサンプリング補助者講習の実施に当たって必要な行為（以下この項において「届出等」という。）をすることができる。この場合において、当該届出等は、施行日以後は、それぞれ新作環則第五十一条の十四第二項及び第三項並びに第五十一条の十五から第五十一条の十七までの規定による届出等とみなす。

4 都道府県労働局長等は、施行日前においても、新作環則第五十一条の十九から第五十一条の二十一まで、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四第一項及び第五十一条の二十五の規定の例により、第二項の登録を受けた者に対し、その登録の要件に適合するため必要な措置を採るべきことを命ずることその他の必要な行為（以下この項において「命令等」という。）をすることができる。この場合において、当該命令等は、施行日以後は、それぞれ新作環則第五十一条の十九から第五十一条の二十一まで、第五十一条の二十三、第五十一条の二十四第一項及び第五十一条の二十五の規定による命令等とみなす。

第十三条 前条第二項の登録を受けた者は、施行日前においても、新作環則第五十一条の十四第一項の規定の例により、同項の計画を作成し、サンプリング補助者講習を実施しなければならない。

2 前条第二項の登録を受けた者は、前項の規定によりサンプリング補助者講習を実施した場合には、施行日前においても、新作環則第五十一条の十四第四項の規定及び新作環則様式第十五号の七の例により、サンプリング補助者講習修了証を交付しなければならない。この場合において、当該サンプリング補助者講習修了証は、施行日以後は、同項のサンプリング補助者講習修了証とみなす。

3 第一項の規定により実施されたサンプリング補助者講習を修了した者は、前項の規定により交付されたサンプリング補助者講習修了証を損傷し、又は滅失したときは、施行日前においても、新作環則第五十一条の十四第五項の規定の例により、サンプリング補助者講習修了証の再交付を受けることができる。

4 前条第二項の登録を受けた者は、第一項の規定によりサンプリング補助者講習を実施した場合には、施行日前においても、新作環則第五十一条の二十二及び第五十一条の二十四第二項の規定の例により、帳簿の作成、保存、引渡し及び引継ぎ等をしなければならない。

第十四条 令和八年十月一日前に旧作環則第五条第一項第二号若しくは第三号に該当する者又は第五条の規定により第二種作業環境測定士となる資格を有する者は、旧デザイン等講習若しくは新個人ばく露測定講習（附則第九条第一項の規定により実施されるものを含む。）を修了した場合又は新作環則第五条の

二の二の厚生労働大臣が定める者に該当する場合には、附則第十条第一項若しくは作環法第七条又は附則第十条第二項若しくは新作環則第九条第二項及び第三項の規定の例により、登録又は書換えの申請（新作環則第六条第一項第五号に定める事項に係るものに限る。）を行うことができる。